

甲斐市議会決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月27日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（19名）

委員長	藤原正夫君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		加藤敬徳君
	谷口和男君		秋山照雄君
	清水和弘君		金丸幸司君
	滝川美幸君		五味武彦君
	赤澤厚君		小澤重則君
	松井豊君		清水正二君
	斉藤芳夫君		有泉庸一郎君
	山本英俊君		内藤久歳君
	保坂芳子君		

欠席委員（1名）

金丸寛君

傍聴議員（1名）

議長 長谷部集君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	剣持豊彦君	生活環境部長	石合雅史君
福祉部長	土屋達巳君	上下水道部長	古屋正彦君
収納課長	梅原剛君	保険課長	三井美樹君
市民活動支援課長	小林一三君	環境課長	中込広人君

長寿推進課長	相川泰史君	上水道課長	望月新路君
下水道課長	寺島信君	収納管理係長	金子千恵君
徴収係長	高橋正樹君	国民健康保険 税係長	広瀬修君
国民健康保険 給付係長	藤田陽子君	高齢者医療・ 年金係長	広瀬美和君
市民生活係長	日本修君	環境保全係長	天野真君
長寿あんしん 係長	井上千悦子君	介護保険係長	赤松圭君
介護予防推進 係長	藤原布美君	介護認定 審査会	塚田英仁君
上水道総務 係長	鷹野美穂君	施設工務係長	土屋史朗君
給水係長	小澤裕一君	下水道総務 係長	森川嘉亮君
下水道施設 係長	中島茂樹君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	本田泰司	書記	輿石文明
書記	長田大地	書記	中込美智子

審査内容

- 1 平成30年度特別会計及び企業会計の歳入歳出決算認定の件

開会 午前 9時28分

○書記（輿石文明君） それでは、ただいまから決算審査特別委員会を初めさせていただきます。

本日の資料につきましては、決算参考資料のナンバー3、4、5、8と指定管理の資料になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、委員長挨拶、横山副委員長、よろしくお願いいたします。

○副委員長（横山洋介君） 改めまして、おはようございます。

きょうは、藤原委員長が遅刻、所用のため遅刻ということで、私がそれまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、各特別委員会の決算審議ということで、進行にご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、金丸寛委員は欠席、また藤原正夫委員長は遅刻の旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

○副委員長（横山洋介君） いよいよ最終日になりますが、各特別会計及び水道事業会計の審査を行います。

限られた時間内での審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で行い、質問の際は、決算参考資料のページと事業名を言っていたら、簡潔にお願いいたします。

また、当局側の答弁も簡潔に説明していただければと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、認定第2号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

まず初めに、歳入について一括で説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） おはようございます。

それでは、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

決算書151ページをお願いいたします。

総括表になりますが、歳入額76億3,420万3,868円に対しまして、歳出額75億3,593万9,820円となり、差し引き額は9,826万4,048円となりました。

それでは、歳入につきましてご説明いたします。

決算書158、159ページをお開きください。

国民健康保険税総合計での調定額は21億9,121万1,365円に対し、収入済額は17億2,206万3,227円、現年課税分の収納率は94.05%、滞納繰越分は25.71%で、前年度と比較して現年課税分が1.17ポイント、滞納繰越分が3.03ポイントともに上がっております。不納欠損額3,321万7,131円につきましては、時効消滅、執行停止、即時消滅等によるものでございます。

税目ごとにご説明いたします。

1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額17億979万6,733円、2目退職被保険者等国民健康保険税は1,226万6,494円で、内訳は各節のとおりでございます。

1目一般被保険者国民健康保険税は、主に75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者の減少、また2目退職者被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度の終了による被保険者の減少で、それぞれ年々減収となっております。

2款使用料及び手数料、1項1目手数料、1節督促手数料は130万5,900円でございます。

決算書160、161ページをお開きください。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分療養給付費等交付金413万1,787円につきましては、退職者医療費に係る平成29年度分精算交付でございます。

5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付分）47億7,570万7,231円につきましては、甲斐市国民健康保険被保険者が医療機関にかかった保険給付費に必要な費用が県から交付されるものでございます。2節保険給付費等交付金（特別交付分）1億2,606万7,000円は、保険者努力支援分、特別調整交付金分、特定健診診査負担金等でございます。

2目乳幼児医療対策事業費補助金36万4,163円、3目ひとり親家庭医療対策事業費補助金223万3,287円、決算書162、163ページをお開きください。4目重度心身障害者医療対策事業費補助金4万1,412円につきましては、いずれも平成20年度から県単独事業による医療窓口無料化に伴う医療費の増加分の2分の1を県が補助金として交付するものでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金164万1,000円は、財政調整基金の運用利子でございます。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）2億7,862万2,712円は、低所得者に対して国保税を軽減したものの補填分の繰り入れでございます。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1億4,957万8,506円は、保険者の財政基盤強化施策といたしまして、低所得者を多く抱える保険者を支援するものでございます。3節職員給与費等繰入金9,795万3,949円につきましては、職員の人件費と事務費に対する繰り入れでございます。4節出産育児一時金等繰入金1,703万7,333円は、出産育児一時金64件の3分の2に相当する金額を一般会計から繰り入れたものでございます。6節その他の一般会計繰入金844万6,910円につきましては、乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療に対する県単窓口無料化事業及び市のこども医療費の窓口無料化事業に対しまして、医療費の増加分の2分の1を繰り入れしているものでございます。

8款1項1目1節繰越金4億2,484万4,329円は、前年度からの繰越金でございます。

決算書164、165ページをお願いいたします。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金1,421万4,561円は、過年度分保険税納付に係る延滞金収入でございます。

2項雑入、2目一般被保険者第三者納付金497万9,406円は、被保険者の利便を図るため、交通事故等で第三者に原因がある傷病に係る医療費を一時国民健康保険から支出し、後日、損害保険会社等から第三者が負担すべき額を国保会計へ支払われるものでございます。16件ありました。

4目一般被保険者返納金358万3,864円と5目退職被保険者返納金1万3,258円ありますが、これは、被保険者が国民健康保険の資格の喪失後に保険診療を使った場合に、国民健康保険負担分である7割分を返納していただいたものでございます。また、不納欠損額64万4,950円は、一般被保険者納付金の請求権を執行する5年を経過したもので、対象者は平成25年度調定分の34人で54件でございます。

決算書166、167ページをお願いいたします。

最後に、6目雑入137万4,033円の内訳ですが、指定公費負担金11万4,033円、出産育児一時金保険者間調整振りかえ分126万円でございます。

歳入は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（横山洋介君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は厚生環境常任委員会になります。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 164ページの延滞金のやつなんですけれども、予算が900万円いうことで執行額が1,400万円、500万円多くなっているんですけれども、この原因というか、そういうのはありますでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 高橋係長。

○徴収係長（高橋正樹君） お答えいたします。

差し押さえの件数が29年度と比べて増加しておりまして、その分、延滞金のほうにも充当された結果で増加しているという要因になっていると思われまます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 差し押さえということなんですけれども、これに関して本人の同意のもとに行われているわけですか。

○副委員長（横山洋介君） 高橋係長。

○徴収係長（高橋正樹君） 本人の同意も聞き取りをした中で、生活状況等も聞いた中で差し押さえをせざるを得ないという状況に至った場合について、差し押さえのほうをしている状況であります。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） せざるを得なくなったというのも、わからなくもないんですけれども、相手にも生活があることですから、その辺のことはぜひ考慮のほうもお願ひしたいと思って、意見です。

○副委員長（横山洋介君） 要望で。

○委員（谷口和男君） 要望です。

○副委員長（横山洋介君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一番最後の167ページの雑入のところの137万円ということで、何かもう一回説明してくれますか。

○副委員長（横山洋介君） もう一回説明。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 先ほどの137万4,033円の内訳ですが、指定公費分というのは平成19年4月1日以前生まれた方で、75歳到達になる方が本来2割になるのが、1割になる分が連合会のほうから戻ってくる分と、あと出産育児一時金保険者間調整振りかえ126万円というものにつきましては、先ほどの国保の資格をさかのぼって抜けて、一旦うちのほうで出産育児一時金を払ってしまったんですが、その部分については、新しく社会保険の保険の組合のほうから国保連合を通じて、そちらのほうをお返しいただいた歳入の分でございます。

以上です。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○副委員長（横山洋介君） そのほか質疑ございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） すみません、163ページの5款の重度心身障害者医療対策事業費補助金、もう一度お願いできますか、説明を。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらの重度心身障害者医療対策事業補助金につきましては、今までこちらのほうは通常窓口無料化ということで、本人が支払いをしなくて病院に行ってもということだったんですが、重度の部分についても、最初のときには窓口無料化ということだったんですけれども、それによって医療が伸びるとということで、重度のほうは平成26年11月から自動還付という形に変わっております。ですので、昔ほどはここの対策費補助金、医療分増加した部分は年々減少しております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） そうすると、件数が少ないのでこういう金額ということでもいいんですか。わかりました。

○副委員長（横山洋介君） そのほか大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳入について終了します。

次に、歳出について一括で説明を求めます。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書は168、169ページからとなります。決算参考資料ナンバー3の7ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、01総務管理関係職員費5,834万984円は、一般職員9人分の人件費で、財源内訳はその他の一般会計からの繰入金でございます。

03一般管理費3,016万6,806円は、国民健康保険の資格の加入、喪失の届け出、また保険給付に要する事務費で、内訳といたしましては消耗品、印刷製本費、被保険者証等の郵便料、診療報酬明細書点検業務委託料等でございます。財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金でございます。

2 目連合会負担金、01連合会負担金319万5,914円は、山梨県国保連合会への負担金でございます。財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、02賦課徴収関係嘱託・非常勤職員等費65万7,385円は、徴収嘱託員2名の能率給でございます。財源内訳は県の保険給付費等交付金（特別交付分）で、その他の財源は一般会計繰入金でございます。

03賦課徴収費679万3,230円は、賦課徴収に係る消耗品、印刷製本費等、納税通知関係の郵送料や口座振替手数料等でございます。財源内訳のその他は一般会計の繰入金でございます。

8 ページをお願いいたします。

3 項1 目運営協議会費12万3,510円は、運営協議会委員18人の報酬と消耗品等で、財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

決算書は170、171ページをお願いいたします。

次に、2款保険給付費は、歳出の63.9%を占める医療費等に対する給付ですが、保険者数の減少に伴い、総額は前年より1.4%減少となっております。

まず、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費41億572万9,485円は、一般被保険者の自己負担分以外の医療費を給付するものでございます。保険給付費の財源内訳の国・県支出金は、全て県の保険給付費等交付金（普通交付分）でございます。

2目退職被保険者等療養給付費2,402万2,778円は、退職被保険者等に対する給付で、財源内訳のその他は療養給付費等交付金でございます。

9ページをお願いいたします。

3目一般被保険者療養費5,266万9,203円は、被保険者に対する補装具等療養給付費で、コルセット、はり・きゅう、柔道整復師等の給付でございます。

4目退職被保険者療養費71万5,865円は、退職被保険者等に対する補装具等の給付でございます。

5目審査支払手数料1,463万8,994円は、診療報酬請求明細書の審査手数料を国保連合会に支払ったものでございます。

10ページをお願いいたします。

2項高額療養費は、医療先進技術、新生物の病気等の高額な医療費により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給したものでございます。

1目一般被保険者高額療養費は5億7,979万6,276円で、給付件数は1万98件でございます。

2目退職被保険者高額療養費は327万4,020円で、給付件数は32件ございました。

決算書172、173ページをお願いいたします。

3目一般被保険者高額介護合算療養費3万669円は、世帯内で国保と介護保険の両方から高額療養費の給付を受けた場合、自己負担額が高額になった場合は国保と介護を合わせた自己負担額を超えた分に支給するもので、2件ございました。

4目の退職被保険者等高額介護合算療養費はございませんでした。

3項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者移送費の支出もございませんでした。

12ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金2,681万6,000円は、64件分の支出でございます。財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

2目支払手数料1万3,230円は、出産育児一時金を直接医療機関への支払いに係る国保連合会への手数料でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費480万円は、1件5万円の96件分でございます。

決算書174、175ページをお願いいたします。決算参考資料13ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、平成30年度から広域化となり県が財政運営の責任主体となり、新制度において県全体の医療費を県が見込み、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金を算定するものでございます。財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）及び窓口無料化に伴う対策事業費補助金、その他は一般会計繰入金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分14億14万5,210円、2目退職被保険者等医療給付費分471万687円は、それぞれ医療給付費分の納付金でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分4億1,305万7,567円、14ページの2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分155万4,816円は、それぞれ後期高齢者支援金等の納付金でございます。

3項1目介護納付金分1億4,645万9,421円は、介護分の納付金でございます。

4款1項1目共同事業拠出金、01共同事業事務費拠出金1,064円は、退職者被保険者のリストを作成する費用でございます。

決算書176、177ページをお願いいたします。決算参考資料15ページをお願いいたします。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費は、高齢化の進展に伴い生活習慣病の割合が増加していることから、病気の予防や早期発見を目的に健康診査、保健指導を行っている事業であり、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）の中の特定健診診査等負担金でございます。

01特定健康診査費5,804万4,108円は、臨時の看護師、保健師などの賃金、事務費、調査票などの郵送料や集団健診や人間ドックの委託料でございます。

02特別保険指導費339万495円は、保健指導に係る賃金、郵送料、委託料でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費50万1,120円は、国保だよりの作成経費で、財源内訳のその他は一般会計繰入金でございます。

2目疾病予防費571万7,585円は、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知、各6回の作成委託料と郵送料で、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）

でございます。

16ページをお願いいたします。

7款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金4億9,577万1,000円は、前年度繰越金から4億9,413万円と基金の運用利子164万1,000円を積み立てたものでございます。基金残高は現在14億7,387万5,000円となっております。

8款1項公債費、1目利子につきましては、今回一時借入れがありませんでしたので、執行はございませんでした。

決算書178、179ページをお願いいたします。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金718万6,400円は、過去にさかのぼって資格を喪失した場合などに納付済みの交付税を還付したものでございます。

17ページをお願いいたします。

2目退職被保険者等保険税還付金の支出はございませんでした。

3目一般被保険者保険税還付加算金10万2,000円、4目退職被保険者等保険税還付加算金の支出はございませんでした。

18ページをお願いいたします。

5目償還金8,751万3,998円は、平成29年度国庫支出金の療養給付費等負担金等の確定に伴い返還したものでございます。

12款予備費の支出はございませんでした。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（横山洋介君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 174ページの国民健康保険医療費納付金の件でお伺いします。今年度、30年度から仕組みが変わって広域になったということで、1人当たりの納付金と、今まで徴収していたので、大体8,895円ぐらい引き下げができるという、そういう内容になっていると思うんですが、これに関して実際踏み切らなかった理由というのはどういうことなんでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 30年度は、広域化になって初めての年でしたし、標準保険税率、納付金、各市に納付金に伴う標準保険税率を参考に県から出していただくんですが、まだ医療費の動向等、県の医療費の動向等がわかりませんでしたので、1年間はその医療費の動向を見ながら基金の活用も考えながらということで検討していく段階でしたので、30年度には少し踏み切れませんでした。しかし、31年度には、本算定の際には議員さんの了解も5月の臨時議会でもしていただきまして、引き下げを行ったところでございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） できるだけ速やかな形でお願いしたいということと、176ページの基金積立金です。当初予算額が前年の踏襲なんですけれども、利子分だけが加算されていて123万2,000円ですね。補正予算で4億9,000万円ということで、やっぱり予算の審議するときに、これだけ補正予算で毎回言っているとはいえ、4億円以上というのは、余りにも大きいと思うんですが、この辺はいかがですか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらの4億9,400万円につきましては、29年度の決算に対する繰越金となっております。当初予算をつくる際には、繰越金をあながち暫定的に盛ることはできませんので、基金の利子だけという形で盛らせていただいています。これにつきましては、収納率も向上しているということも一つの原因の中で、歳入が多く入ったということと課員の努力等により、必要最低限の事務経費に抑えたというところも若干の中にはあると思いますが、なかなかそれだけでは4億円というのは出てこないと思いますので、平成22年のときに税率改正したときの若干の読みのこともあったり、また前期高齢者ということが甲斐市の中では結構構成比率として多いので、29年まで単独で予算をつくっていたときには、前期高齢者交付金というのかなり甲斐市のほうでは歳入としてありましたので、そちらの部分の財源充当の残りの部分と考えております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 予算の審議というのは結構大事になってくるかと思っておりますので、そのときに向けて今までどおり利子分だけ乗せて、今後とも乗せていくのかどうか、その辺のところ改善をお願いできないか、よろしく申し上げます、できないかどうか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） これにつきましては、平成31年度で税率の引き下げをしてこの間の本算定のときにも、1人当たり9,000円くらい税率の改正をしましたので、31年、令和2年、今後につきましては、これほどの繰越金が出るとは考えておりません。今回の30年の決算では9,800万円という形の繰越金しか出ておりませんので、年々積立金につきましては取り崩しをしていく傾向になると思われま

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 国保税ですね、結構12%ぐらい多分滞納者もいらっしゃるということで、結構市民生活に大きな影響を与えているかと思えますので、基金ですとか、そういうので対応できるようでしたら、いわゆる歳入のときにやった差し押さえとか、そういうのよりも負担を軽くする方向でお願いしたいということで、これは要望です。

○副委員長（横山洋介君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 歳出のほうでお願いしたいと思います。

7ページ、まず、嘱託職員2人の給与ということで、これはフルコミッションということだと思っ

たと思うんです、65万幾らと。予算現額が168万円に対して支出が六十何万円ということだから、要するに予算時にはもうちょっと回収できるんじゃないかという予想のもとに予算立てしたと思うんです。ただ、実質は六十五、六万円ということなんで、じゃ、これは回収はどのくらい回収したのか、収納率が大幅上がったとはいえ、ちょっと働きが悪い、嫌な言い方すると、余り働いていないんじゃないかなということなんです、この辺はどうしてこんなに少なくなっちゃったのかなということ

○副委員長（横山洋介君） 高橋係長。

○徴収係長（高橋正樹君） お答えいたします。当初見込んでいたのは、2人フルに働くという予定でこの予算編成をしたんですけれども、2人とも一身上の都合で退職されたということで、1人が9月いっぱい、もう一人が2月いっぱい退職されました。その間、やめた間を職員がカバーして徴収に行ったというところで金額が下がったということが要因でございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君）　ということは、そのフォローは職員でしたということになりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（五味武彦君）　もう一つ、よろしいですか、続きます。

この嘱託職員さんをお願いするのは、どういうケースの場合をお願いしているんですか。情報を、どういうふうな情報を流して動いてもらうのかということで、お願いします。

○副委員長（横山洋介君）　高橋係長。

○徴収係長（高橋正樹君）　この2人につきましては、平成20年度から税の収納のほうの業務をやっておりまして、ずっと毎年毎年同じようなところに行っているというケースもあれば、やっぱり高齢で取りに来ていただきたいという方もいるというところで、徴収のほうに行っている状況でありました。

以上です。

○副委員長（横山洋介君）　五味委員。

○委員（五味武彦君）　非常にこのケースはナイーブな部分が非常にあろうかというふうに思いますけれども、ぜひ収納率アップのためにいろいろな情報を流して回収に努めていただきたいと、要望で構いません。

もう一つ、よろしいですか。

○副委員長（横山洋介君）　はい、どうぞ。

○委員（五味武彦君）　15ページの医療費通知共同電算委託料のところでは570万円ほどお使いいただいているんですけども、この中にジェネリックの活用のPRということが先ほど三井課長がおっしゃったんです。じゃ、そのジェネリックの使用率というのは、年々、ここ一、二年で構いません、どういう向上をしているのか、低下したのか、この辺はどうなんでしょうか。

○副委員長（横山洋介君）　三井課長。

○保険課長（三井美樹君）　ジェネリックの使用率につきましては、3月末、平成29年3月末、29年度、月でいきますと平成30年3月末は66.3%、ことしの31年3月末診療分で72%と、若干ではありますが、増額傾向で、増額というか、率が上がって普及率が上がっております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君）　五味委員。

○委員（五味武彦君）　それぞれ啓発が必要だなというふうに思います。今、通知書が年に6

回ですか、通知書の中に入れていていると思うんですが、そのほかにPR方法というのはどんなことをやっていますか、啓蒙活動というか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 先ほどお話ししましたように、通常の医療費のお知らせとともに、またジェネリックを使ったらば、医療費このくらい下がりますよという差額通知をあわせて6回送っております。また、去年、うちのほうで「やはたいぬ」を活用したジェネリック希望シールをつくったりして、保険証一斉発送のときにそちらのシールを入れさせていただいたり、あと給付のパンフレットをつくって、その中でジェネリックの普及促進の啓発をしているところでございます。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） ジェネリック使用というのは、もちろん受給者に一番PRするのもいいんでしょうけれども、かかりつけの医者に対して、どうやってジェネリックを使ってもらおうとかいうPRも非常に必要だと思うんです。医者が高いものを使えば、それだけ実入りがあるかもしれない。でも、世の中そういう問題じゃないと。医療費抑制のためには、そういう機関もやっぱりどんどん活用して、向上に努めなきゃいけないと思うんですが、その医療関係に対してのアプローチというか、こういったものはどうなんでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 県の医師会に直接ということはなかなかできないんですが、うちのほうでは国民健康保険の運営協議会の中にもお医者さん、またほかの組合健保の協会けんぽ等もありますので、いろいろ情報を共有しながら、運営協議会の中でそこのお医者さんも代表として各地区から出ていますので、そこに働きかけて医師会のほうにもお話をしてくださいということを伝えております。また、去年、うちのほうでわくわくフェスタのほうでもブースを出させていただいたんですが、そのときに薬剤師協会等も同じように普及促進出ていまして、今後、薬剤師協会とも協力して何かできればというようなことは話の水面下の中では事務的レベルでお話しさせていただいているところでございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 最後の質問です。このジェネリックの使用率が72%に上がったということなんですが、県の使用率とかいうことは、じゃ、県全体はどんなのかというような資料はありますか。なければ結構なんですが、要するに甲斐市がどのくらい、どの中なのか、

高いのか、低いのか、近隣ともやっぱり格差もあろうかと思うんですが。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 申しわけないですが、県全体のものについては持っておりませんが、同じ運営協議会の中で健保協会が入っていきまして、健保協会の中の各市の割合でいきますと、甲斐市は申しわけないですが、63.7ということで一番下になっております。この原因につきましては、一番低いところが63.7、一番高い都留市で80.8%ということになっておりまして、約17%の差がありまして、この地域性等を、甲斐市につきましては、個人病院が多いということも一つの原因ではないかと思っておりますので、そこについて何らかの形でこれからも運営協議会の医師、お医者さん等を通じてアピールしていただければと思っております。申しわけないです。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一つ出てきました。先進地ということはないですけども、都留市が非常に高いということですね。じゃ、都留市はどういう原因なのか、アバウトを今言っていたいただきましたが、1回その職員さんが現地に行って、どういう状況なのかとか、どういうアプローチしているのかとかいうのをやっぱり研究、1日でいいから研究されて参考にしたいほうがいいんじゃないかなという提案なんですけど、どうですか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） もちろん五味委員がおっしゃいますように、うちのほうでも県の中の主管課長会議等もありますので、そちらのほうで普及率のいいところの市町村に確認をさせていただいて、また現地も必要とあれば確認させていただきたい、今後考えていきたいと思っております。

○委員（五味武彦君） お願いします。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） そのほか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 10ページの一番上、一般被保険者高額療養費の国・県支出金がこの30年度は5億7,900、29年度は1億6,400と大分差があるんですが、この原因については説明していただけたか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらにつきましては、平成30年度からは広域化になりまして、

予算のつくり方が若干変わっております。今までは、29年度までは各市町村の各市の国保資格に入っている給付費の分を公費と税で賄うという形になっておりましたが、今回から平成30年の広域になりましては、各市でかかった医療費というのは、ほとんど原則的には県の調整交付金からいただけるという形に予算が変わりましたので、そこについての差が出ていると思います。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） そのほか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 12ページの出産育児一時金なんですが、42万円が60件、40.4万円が4件ということですが、この差は保険かなとは思いますが、詳細を教えてくださいと思います。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 42万円と40万4,000円の差ですが、42万円につきましては、妊娠4カ月以上の出産で出産したものでございます。また、妊娠22週には達していないけれどもという形の方は、40万4,000円ということになります。週数、妊娠月の週数によって金額が変わります。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、妊娠何カ月から、これはもらえるんですか。妊娠しているというのがわかれば、出産ということが、そういう事態になればもらえるという意味ですか。どうしようも、もう一回お願いします。

○副委員長（横山洋介君） 藤田係長。

○国民健康保険給付係長（藤田陽子君） お答えします。

こちらは出産育児一時金でありますので、出産した方、被保険者で出産した方に対して支給するものでございます。ただ、妊娠22週を過ぎて生まれたお子さん、その22週未満で出産した方についても産科医療制度の病院とかは使っておりませんので、生まれていないので、そののところも支給をするということで金額が分かれています。基本的には出産をした方に対して支給するものなので、妊娠したからといって支給するものではないです。

すみません、以上です。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、22週で出産したと認められれば、この出産育児一時金はいただけるということによろしいですね。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 申しわけありません。基本的には、死産であっても流産になっても、そのときには、先ほど私は22週と言ったんですが、申しわけありません、妊娠12週以降であれば、死産、流産でも支給しております。申しわけありませんでした。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） わかりました。それで、双子ちゃんとかの場合は、1人1人42万円ですよ。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） そのとおりでございます。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、その出産数というか、64件ということですね、平成30年。この出産数は、年々減っているんですよ。ちょっとここ三、四年を教えてください。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 28年度は86件、29年度は77件、30年度が64件でございます。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 5番の葬祭費諸費なんですけど、これは亡くなった方は、どこからですか。何歳から何歳というか、関係なく全部、死亡となったものは全部5万円ということですか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 被保険者であれば全員、喪主の方に5万円支払われるという形になります。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国保の会員になっていけばいただけるということですね、全員ですね。全員、どんな場合でも、

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） そのとおりでございます。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国保会員になっていて、国保税を納めていけばということですか。そ

こはどんなふうになっていますか。未納の場合とかありますよね、いろいろ。その場合でも
いただけると。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 葬祭費につきましては、未納の方も全員、被保険者であればいた
だけます。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ごめんなさい、15ページの6番の特定健康診査の中の、先ほど人間
ドックの委託料が入っていましたが、人間ドックを委託している病院とか、そのセンターと
か、何カ所ですか、これは。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 13カ所になります。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 内容は、ほぼ同じなんだろうとは思いますが、中には子宮何とか、
子宮とか、それから乳がんとか、そういうのができないところもあって、またがってとかい
ろいろやりますけれども、そういったのも全部含めて13カ所ということなんでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） あくまでもうちの国民健康保険にしましては、基本分、特定健
診の分だけになりますので、そちらの部分については本人が、うちのほうでは持ち出しして
いませんので、本人が自己負担で行っているか、あと健康増進課のほうで若干物によっては
補助が出ているかと思われま。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） たしかがん検診というのは40歳以上は無料じゃなかったっけ。まあ、
いいです、それはまた別な話なので、結構です。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

そのほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今の現在の国保の関係で、全世帯数が何件か、それからそのうちでいわゆる滞納世帯数が何件で何%か教えてください。

○副委員長（横山洋介君） 広瀬国民健康保険税係長。

○国民健康保険税係長（広瀬 修君） 個々の被保険者数は平成30年3月末で1万5,973人になっております。滞納世帯になりますが、1,670世帯というのが30年度になっております。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 国保加入者1,597人に対しまして、加入率は21.2%でございます。以上です。

○副委員長（横山洋介君） もう一度。

三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 滞納1,670世帯滞納で、9,934世帯に対しまして16.8%でございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今、ちょっと手元にある去年の6月のですと、県の滞納率が10.3%なんです。ちょっと16は多くないのかなという感じがしますが、どうなのでしょう。じゃ、そのパーセントは後でまた結構です。

もう一つ聞きたいのは、短期保険証の世帯と資格証明の世帯が何件か。

○副委員長（横山洋介君） 広瀬国民健康保険税係長。

○国民健康保険税係長（広瀬 修君） 短期保険証の交付数は237世帯になっておりまして、資格証が5世帯となっております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） おはようございます。

13ページのちょっとよくわからない難しい問題なもんであれだけれども、1の01と3、

国民健康保険後期高齢者医療費の01、これの部分の予算とその他財源内訳と一般財源のこれ、出入りがいろいろあるやつをもう一回説明をお願いできますか。

まず、じゃ、具体的に国民健康保険事業の医療費給付の1一般保険の、この01の予算現額が14億14万6,000円、ここは14億1,700万円ぐらいの予算現額だったんだけど、どこかで補正で減額をしたということですか。

それと、国・県支出金が1,000万円ばかり予算よりふえている、その他財源も1,000万円ばかりふえている。一般財源が4,000万円も予算よりふえているというのは、このとこら辺をどういう内容なのか教えてください。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらの当初予算につきましては、平成30年度広域初年度に当たりまして、納付金がまだ確定しない段階で県から概算の形で示された金額で予算計上しております。最終的に確定した数字で補正させていただいたのですけれども、国・県支出金その他一般財源につきましては、基本的に国・県支出金につきましては、県の保険給付費等交付金の特別交付分と、窓口無料化に伴う対策事業費補助金を充てております。その他につきましては、その他は一般会計繰入金でございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 29年度の実績と30年度と、これどこかで制度がうんと変わったのかということを知りたいのが1つと、もう一点は、後期高齢者部分のところもやっぱり同じ理由なんだろうけれども、逆に言うと、一般財源が7,000万円も減っているというような、予算よりね、そういったことが何となく後期高齢者のほうがふえていっているはずなのに、そっちが減っていて、それで一般の給付費のほうが一般財源がふえているということら辺をどうなんだろうというふうに、そこら辺を知りたい、2項目絡めているということは。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 斉藤委員がおっしゃいましたように、平成30年、かなり広域化によって予算の組みかえが変わりました。今までは、この納付金というものはございませんでした。この納付金は、30年度予算の何かというと、今まで、先ほども申したように、うちの国保の甲斐市で入っている被保険者の医療費を公費と税を充てて、それで予算を組んでおりましたが、この納付金が県全体の医療費に相当する各市町村の所得水準だったり、被保険者の割合に応じて調整されて、甲斐市は幾らということが出てきたものでございます。そ

の甲斐市のこの納付金に対して、今度、先ほど申しましたように、うちの甲斐市の保険給付につきましては、全部県の調整交付金で原則的には全部いただけることになりましたので、県の全体の医療費をどこの町村が急に伸びても、皆さんで分け隔てなく平均的にお金をその水準に合わせてしていただいて、県全体の医療費、国保会計が逼迫することがないようにということで広域化が始まりましたので、それに対して甲斐市の数字をいただいた中で、うちの保険税もここに当たっていますし、一般会計繰入金も当たっております。

確かに後期高齢者支援金につきましては、甲斐市も前期高齢者の割合が多いので後期高齢者の支援金分についても数字は膨らんでおりまして、今回の31年の税率改正におきましては、全体の合計では率は下がっておりますが、後期の部分については税率は若干であります。増額させていただいております。

説明がまことに拙いですが、よろしくをお願いします。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今、後期高齢者の話になったからあれなんだけれども、そうすると一般財源の見込みが当初予算は多過ぎたという話ね、端的に言えば。そういうことね。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） そのとおりでございます。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 決算書の172ページなんですけれども、高額療養費のところ当初予算が80万円のところ10万円補正して90万円になっているんですね。決算額が3万669円ということで、これは予算に対して10万円補正して、不用額がこんなに多く発生して決算は3万何がしということで、非常に不可解な決算になっているんですが、その辺の背景はどんなあれですか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらは、内藤委員がおっしゃいますように、ご指摘のとおり、うちのほうでちょっと試算をかけましたところ、12月補正のときに増額させていただいたんですが、結果的には計算をしてみたところ、国保連合会のほうから来た数字がこの数字だったので、明らかにうちのほうの誤りでございます。申しわけございませんでした。

○副委員長（横山洋介君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういう点については、やっぱりその説明の折にきちっと説明をすべ

きだと思えます。指摘されて答えるんじゃないで、それは今後そういった形でやってください。前年度はそれなりの支出があるんで、予算に対してはそれでいいと思うんですけども、そんな形でお願いしたいと思えます。

それで、あと、そのほかにこの関係で、例年予算措置がこの関係でいろいろ予算計上してあって、ほとんどが執行されていなくて不用額になっていますね。これについては、前年度と同じ流れになっているんですよね、不用額がほとんど同額が不用額で計上されているという点について、予算を立てるときに、そういう必要性があるのかどうなのかというところが非常に疑問に思う部分があるんです。その辺はどうなんですか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） ご指摘のとおりでございます、ここの移送費等とかの10万円というのは、あくまでも残置という形のイメージで盛っているところでございます。予算科目がなければ補正で対応するんでございますけれども、よほど急ぎの場合につきましては、議案の中で国保の特別会計につきましては、保険 給付 款の中で流用というのができるということにもなっておりますので、予算は若干計上しておかないと、補正では間に合わないということもありますので、ここは1,000円なのか10万円なのか1万円なのかというところでございますけれども、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。すみません。

○副委員長（横山洋介君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。予算を立てる上での、そういった不要な部分については適切な金額で、突発的なものに関しては補正という支出の手法があるので、その辺のところはやっぱり精度を上げていって、数字の上での過去の流れを見ながら判断をして、適切な予算措置をするということが大事じゃないかなというふうに思っていますけれども、この辺については今後どのように対応していきますか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） ご指摘のとおり、予算を無理な予算で膨らますことのないように、今後もまた精査して、内藤委員のおっしゃられたこともうちのほうで検討の中に入れていただいて、来年の予算を作成したいと考えております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） よろしくお願ひします。

それと、もう一点、174ページの医療給付分で、これは減額、軒並み予算に対して減額が

結構大きくなっていますね。これは多分広域の関係のあれだと思いますが、その辺ちょっと説明願えますか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） すみません、先ほども若干申し上げましたけれども、当初予算のときには確定数字が、納付金の確定数字が平成30年広域化で若干県のほうもばたばたしていきまして、概算という形でこちらのほうに来ておりましたので、正しい数字がなかなか把握できない中で、このような形の補正減という形をさせていただきました。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○副委員長（横山洋介君） そのほか質疑ございませんか。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） 先ほども出たんですけども、私、ちょっと初歩的なことなんですけれども、財政調整基金の積立金が4億9,000万円ですよ。これが出ていて、一般会計から5億7,000万円の繰出金が出ているんですよ。これは30年度だけなんですけれども、その基金がこれだけなってきた、一般会計の繰出金というのは、前年度もそうなんですけれども、基金がこれだけあるということであれば、一般会計の繰出金を戻すというふうな形のものには補正の中では、こういう形のものができるんですか。できるかというか、これだけ基金のあれがあれば、一般会計繰出金というのは基金からの繰出金で間に合うんじゃないかと思うんですけども、そこら辺のところはどうなんですか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらの一般会計の繰出金につきましては、国のほうから示されたルール分という形でいただいておりますので、基金がたくさんあるから、それを取り崩して、充てどころが一般会計で繰り出してもらった部分では人件費、総務費の中の人件費、あと事務費等、そこの部分については繰り出しという形でルールが国のほうから示されていますので、そこのところは基金がたくさんあっても、そこはルールでいただきたいと考えております。

○副委員長（横山洋介君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） となると、この基金が30年度は基金から繰出金で2,000万円出しているんですけども、出していますよね。

○保険課長（三井美樹君） 2,000万円を使って。

○委員（清水正二君） 出している、予算の中で出しているよね。

○保険課長（三井美樹君） はい。

○委員（清水正二君） そういう形、やっているんだけど、結果的にその基金を出しても使わなければ、そのまま基金に戻ってくるという形になるんだけど、この基金というのは、どういう形で今後、将来、国保のほうにどういうふうな形で還元していくのか、聞かせてもらえますか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） やはりこちらの基金につきましては、被保険者の方が税負担が少なくなるような形で基金をうまく活用できればと考えております。平成31年引き下げをして、そのときにも基金の取り崩しを1億4,000万円ほど予算の中で計上させていただきましたので、今後、被保険者も減少して行って、収納率は若干収納課と一緒に協力しながら、もちろん収納率向上にも目指していきますが、若干、税収の金額は少なくなっていくと思いますので、基金は取り崩して歳出のほうの財源に充てたいと考えております。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳出についてを終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第2号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第2号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

次に、認定第3号 平成30年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） それでは、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

決算書185ページ、歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

歳入額7億1,582万8,823円に對しまして、歳出額7億1,556万6,893円で、歳入歳出差引額は26万1,930円となりました。

歳入についてご説明いたします。

決算書190、191ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、合計で調定額5億1,575万8,000円に對しまして、収入済額が5億1,266万8,400円で、収納率は現年度分99.57%、滞納繰越分54.51%、合計は99.33%でございました。

1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料の収入済額3億1,633万7,700円は、年金からの天引き分でございます。

2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料の収入済額1億9,487万4,280円は、年金天引きができない方や口座振替を選択した方の保険料でございます。2節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は145万6,420円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目1節督促手数料は10万8,600円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度国庫補助金、1節高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金は61万2,000円で、平成31年度制度改正に伴い、保険料軽減特例見直しシステムの改修の補助金でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金2億122万7,113円、内訳といたしましては、職員給与費等繰入金として山梨県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む職員4人分の人件費分、また事務費繰入金でございます。また、保険料軽減に対する保険基盤安定繰入金で、低所得者に対する軽減分と社会保険被扶養者であった方に対する軽減分でございます。

決算書192、193ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金74万8,580円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料はございませんでした。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金46万3,230円及び2目還付加算金1,900円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金を後期高齢者医療広域連合が負担するもので、広域連合からの保険料還付金でございます。

3項雑入はございませんでした。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書は194、195ページからでございます。決算参考資料は19ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費3,119万7,106円は、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む4人分の人件費でございます。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

02一般管理費407万1,166円は、資格管理、被保険者証の発送、通知等の事務費でございます。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

2項1目01徴収費283万1,976円は、保険料の徴収に伴う納付書の印刷、発送費用、保険料の軽減特例見直しシステムの改修費等でございます。財源内訳の国庫支出金は国の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、その他は一般会計繰入金でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、01保険料等納付金6億4,202万9,315円は、徴収した保険料5億1,315万8,650円と低所得者の保険料軽減分に係る保険基盤安定負担金1億2,887万665円で、いずれも広域連合へ納付したものでございます。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

02事務費納付金3,496万2,000円は、広域連合の運営に係る費用として被保険者数等に応じて負担するものでございまして、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

決算書196、197ページをお願いいたします。決算参考資料は20ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目01保険料還付金46万3,630円は、過年度の保険料の還付金でございます。財源内訳のその他は、後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金等でございます。

2目還付加算金1,900円は、過年度保険料還付に伴う還付加算金でございます。財源内訳のその他は、同じく広域連合からの還付加算金でございます。

2項繰出金、1目01一般会計繰出金9,800円は、平成29年度決算剰余金74万8,580円から同年度の出納整理期間中の保険料収入73万8,780円を差し引いた額を一般会計に繰り出したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○副委員長（横山洋介君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 1点だけ、19ページに後期高齢者医療広域連合納付金の1の後期高齢者医療広域連合納付金の中のその他の財源内訳の1億2,887万665円の説明をもう一回お願いしたいです。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらのその他の1億2,887万665円につきましては、保険基盤安定の負担金を一般会計から繰入金でいただいている財源であります。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほど低所得の人のあれがあったような気がするんですが、これは何人分で1人幾らなんでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらにつきましては、1人幾らという形ではなくて、平成30年度軽減が後期高齢者の保険料に関しましては、9割軽減から8.5割、5割、2割という軽減の世帯がありました。そこについての軽減になった部分の補填分の負担金、補助金、負担金でございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 繰り入れ、一般会計の繰り入れとありましたけれども、もともとはこれは国からのあれで来たんでしょうか。それが一般会計という事ですか、そこを聞かせて。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） こちらにつきましては、後期高齢者の特別会計の中では一般会計

繰入金になっておりますが、保険基盤安定補助金につきましては、一般会計のほうの国のほうに補助金として入っております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

そのほか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 先ほどの保険基盤安定負担金ですね、これ、経過措置で100分の90があるということなんですけれども、30年度に関してはそのとおり支払われているということですね。

○副委員長（横山洋介君） 三井課長。

○保険課長（三井美樹君） 谷口委員さんがおっしゃっているのは、31年に本則に戻ったという形の話なされているんだと思いますけれども、これにつきましては、保険料の軽減につきましては、9割、8.5割となっておりますが、補助金でいただく部分については、国民健康保険と同じように本則の7割、5割、2割分の部分しかいただいております。その軽減になった残りの部分につきましては、広域連合のほうから国から違う補助金として、その差分はいただいていると聞いております。

以上です。

○委員（谷口和男君） わかりました。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

○委員（谷口和男君） はい。

○副委員長（横山洋介君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第3号 平成30年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第3号 平成30年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩をとりたいと思います。11時5分からでよろしいですか。お願いします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○副委員長（横山洋介君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第4号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

まず初めに、歳入について一括で説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、長寿推進課でございます。よろしく願いいたします。

認定第4号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について説明をさせていただきます。

決算書の199ページ、決算総括表をごらん願います。

歳入額46億9,482万2,198円、歳出額45億6,383万7,887円、実質的な収支となりますのが1億3,098万4,311円を令和元年度に繰り越すものでございます。

同じく決算書206ページ、207ページをお願いいたします。

歳入につきまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料の特別徴収、普通徴収、滞納繰越分の合算の調定額は12億2,306万9,035円でございます。収入済額合計11億8,147万8,115円、収納率につきましては、現年度分につきましては98.89%、滞納繰越分につきましては20.62%でございます。なお、特別徴収義務者、年金天引きによる義務者は1万6,902人、それ以外の普通徴収の義務者は1,331人でございます。

続きまして、不納欠損でございますが1,087万7,975人、件数でいきますと1,130件、277人となっております。不納欠損につきましては、滞納者の居所不明、死亡等の理由のほか、徴収権が消滅しました保険料を不納欠損処理しております。

続きまして、収入未済額でございますが、3,071万2,945円でございます。

続きまして、2款分担金及び負担金、収入済額1,576万5,000円でございます。介護認定審査会を構成しております甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担金であり、均等割、申請件数等により負担額を定めております。なお、中央市からの負担金が954万3,000円、昭和町からは622万2,000円となっております。

続きまして、3款使用料及び手数料でございます。

1目督促手数料、収入済額18万3,700円は、保険料未納者への督促1,837件分でございます。

2目介護予防事業手数料、収入済額45万5,200円につきましては、内訳にございます訪問型介護予防サービス手数料1,200円、通所型介護予防サービス手数料6万4,000円、一般介護予防教室手数料39万円でございます。それぞれの利用者の負担分でございます。

続きまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付負担金、1節の現年度分の介護給付負担金、収入済額8億1,313万130円でございますが、保険給付費に係る国の定率負担分でございます。なお、2節の過年度分の介護給付負担金はございませんでした。

208、209ページをお願いいたします。

2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度調整交付金、収入済額9,339万6,000円につきましては、国から交付されます調整交付金でございます。各市町村の第1号被保険者の年齢、所得状況等の財政状況により算定されます。平成30年度の甲斐市の調整率は、保険給付費の2.24%となっております。

2目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金、収入済額2,213万7,625円につ

きましては、介護予防、日常生活支援総合事業に係る国の定率負担分でございます。

3目1節現年地域支援事業交付金でございます。収入済額2,247万2,933円につきましては、包括的支援事業・任意事業に係る国の定率負担分でございます。

2節過年度分地域支援事業交付金、収入済額105万975円につきましては、包括的支援事業・任意事業費に係る国の平成29年度の精算に伴う交付分でございます。

7目保険者機能強化推進交付金、1節現年度保険者機能強化推進交付金、収入済額905万円につきましては、市町村の高齢者に対する自立支援、重度化防止等の各取り組みや給付費抑制のための適正化事業の実施状況などを評価指標ごとに算出した点数をもとに交付される交付金でございます。

続きまして、5款の支払基金交付金でございます。

1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金、収入済額11億3,752万7,000円につきましては、第2号被保険者の40歳から64歳までの方々より徴収しました保険料の中から、市の保険給付費の定率分として支払基金から交付されるものでございます。

2節過年度分介護給付費交付金につきましては、収入済額74万9,920円、29年度の精算に伴う追加の交付金でございます。

210ページ、211ページをお願いいたします。

2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金につきましては、収入済額2,697万1,000円、地域支援事業に対する交付金でございます。

6款の県支出金でございます。

1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金につきましては、収入済額5億9,161万2,000円につきましては、保険給付費に係る県の定率負担分でございます。なお、2節の過年度分につきましては、収入はございませんでした。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金、収入済額1,248万6,640円につきましては、介護予防日常生活支援総合事業に対する県の定率負担分でございます。

2目の同じく地域支援事業交付金、現年地域支援事業交付金につきましては、収入済額1,123万6,466円につきましては、包括的支援事業・任意事業費に対する件の定率負担分でございます。2節の過年度分の地域支援事業交付金につきましては、収入済額52万5,487円につきましては、29年度の精算に伴います追加の交付分でございます。

212、213ページをお願いします。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございますが、収入済額79万3,000円につきましては、給付準備基金の利子分でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金につきましては、収入済額5億3,885万8,000円につきましては、保険給付費に係る市の定率負担分でございます。

2目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金、収入済額1,373万円につきましては、介護予防日常生活支援総合事業費に係る市の定率負担分でございます。

3目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金につきましては、収入済額1,232万4,000円、包括的支援事業・任意事業費に係る市の定率負担分でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金につきましては、収入済額838万3,440円につきましては、第1号被保険者保険料のうち低所得の高齢者の保険料の軽減を強化するための繰入金でございます。これにつきましては、国・県分を一般会計で一度受け入れまして、それに市負担分を加えた金額でございます。

2節過年度分低所得者保険料軽減繰入金につきましては、収入済額4万6,320円、平成29年度の精算に伴う追加分の繰り入れでございます。

5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、収入済額3,424万2,141円、長寿推進課の介護保険係の職員5名分の人件費に伴う繰入金でございます。

214、215ページをお願いいたします。

2節事務費等繰入金、収入済額6,152万4,000円につきましては、介護保険事業運営のための事務費3,123万円及び介護認定審査会の運営等に係る甲斐市分の負担分3,029万4,000円の繰入金でございます。

2項基金繰入金、1目介護保険給付準備基金繰入金、1節介護保険給付準備基金繰入金はございませんでした。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金につきましては、収入済額8,395万5,734円につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金でございます。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金につきましては、収入済額1万5,300円、これにつきましては、介護保険料の滞納処分に伴う延滞金でございます。

2項雑入、1目雑入、1節の第三者納付金につきましては、収入済額15万2,760円、これ

につきましては第三者行為に伴う納付金でございます。なお、2節の返納金については、収入はございませんでした。3節雑入、収入済額4万9,312円、これにつきましては、国保連合会からの介護予防ケアマネジメント負担金調整額でございます。

以上、歳入の合計につきましては46億9,482万2,298円となっております。

以上、歳入の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（横山洋介君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に、所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 214ページで、歳入の基金繰入金当初予算が1,000円ですね。それで、繰り入れはゼロということは、実際は基金の変動はないということなんですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 実際、繰入金は予算的には1,000円の残置で盛っておきまして、実際の繰り入れはないという状況でございます。

○副委員長（横山洋介君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 基金自体は、変動ないと見ていいんですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 準備基金につきましては、繰越金がそのまま基金のほうに積みまれるという状況でございます。

○委員（谷口和男君） 結構です。

○副委員長（横山洋介君） そのほかございませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 歳入のほうですみません、209ページの一番上です。調整交付金のことでお伺いします。給付金の2.24%ということでお伺いしたいんですけども、この給付金というのは、介護保険に係る全ての給付金に対して2.24%なのか、まずそこをお聞きしたいんです。

○副委員長（横山洋介君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） お答えします。

介護保険の中の保険給付費、2款にかかわる給付金に係る交付金となっております。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） じゃ、別の見方でいきます。この2.24%というのは、実績に応じて毎年変わるということですか。

○副委員長（横山洋介君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 調整交付金につきましては、5%を基準としておりまして、2%から10%の範囲内で交付されます。相川課長のほうから説明させていただいたとおり、こちらが2点によって、市町村間の財政力の格差を是正するための交付金になっております。1点目が要介護のリスクが高い高齢者、75歳から84歳もしくは85歳以上の方の占める割合が市町村間でばらつきがありますので、その関係を是正するもの。2点目につきましては、構成する被保険者の方の所得段階と申しますか、甲斐市の場合は11の段階で保険料を構成しているんですけども、第5段階が標準段階であります。第1から第4段階につきましては、住民税非課税の比較的低所得者と呼ばれる方々の割合が高い市町村になりますと、保険料の収入が減るということになりますので、その間を是正するものであります。

それを全国的にバランスをとりまして、甲斐市の場合はその交付割合が2.24%ということで30年度は交付されております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 多分その人口とか、いろいろな世帯数であるとか、その層であるとか、いろいろな形でパーセントが決まると思うんですが、では、この2.24%は前年度の実績に対してということですか、そういうことになりますよね。その金額が確定するという事は、現年度の給付金なんてまだわかっていないわけだから、前年度の給付金に対しての2.24%という理解でいいんですか。

○副委員長（横山洋介君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） こちらの交付金の算定基準、率につきましては、国のほうから12月ぐらいに提示されるものではあるんですけども、国のほうでその全国的に統計した結果ではありますが、見込みであるのか、それとも前年度の実績に応じたものなのかは、ちょっと確認を要します。恐らくは調整交付金で、これは実績報告がない、確定したものになりますので、恐らくは前年度の実績に応じた数字をもとに確定した率になっているかと思われれます。

○委員（谷口和男君） 以上でいいです。

○副委員長（横山洋介君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 審議資料の13ページですが……

○副委員長（横山洋介君） まだ歳入です。よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これで歳入についてを終了いたします。

次に、歳出について一括で説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

歳出につきましては、決算参考資料で説明させていただきますが、決算書は216ページから、決算参考資料は11ページからとなりますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算参考資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費につきましては、支出済額3,424万2,141円につきましては、介護保険係5人分の人件費でございます。なお、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金になります。

ナンバー03事務所費、支出済額194万5,259円は、介護保険制度に関しますパンフレット、介護保険証、各種決定通知書の作成等の事務費また通知等送付時の郵便料等でございます。そのほか事業所台帳システムの保守委託費や情報検索システム使用料でございます。なお、財源の内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

2 目連合会負担金、ナンバー01連合会負担金につきましては、支出済額96万2,517円、これにつきましては給付費等の審査支払事務を委託しております国保連合会への事務共同処理手数料等でございます。なお、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。

12ページをお願いいたします。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、ナンバー01賦課徴収費、支出済額424万6,882円は、介護保険料に関するパンフレット作成費のほか、保険料賦課徴収の通知作成等の経費、仮算定・

本算定の通知、督促状などの郵送料、収納データの作成に関する委託料の経費のほか、徴収嘱託員1名が使用します公用車の燃料費等でございます。なお、財源内訳のその他は督促手数料と一般会計からの繰入金でございます。

ナンバー02賦課徴収関係嘱託・非常勤職員等費、支出済額248万1,697円は、徴収嘱託職員1人分の報酬等でございます。なお、財源内訳のその他は、督促手数料と一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、3項認定調査等費、1目認定調査等費、ナンバー01認定調査等費、支出済額1,656万8,808円は、財源内訳のその他一般会計からの繰入金でございますが、介護認定の新規申請、更新申請等の際、申請者の身体等の状況を調査します非常勤職員の報酬、訪問調査関係の事務費、主治医の意見書作成手数料、認定訪問調査の委託料等でございます。

13ページをお願いいたします。

4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、ナンバー01介護認定審査会関係職員費、支出済額1,685万208円につきましては、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置をしています介護認定審査会の2人分の人件費でございます。

ナンバー02介護認定審査会嘱託・非常勤職員等費、支出済額212万2,507円は、介護認定審査会で雇用しております非常勤職員1人分の人件費でございます。

ナンバー03介護認定審査会費、支出済額1,981万3,166円は、審査判定をお願いしております介護認定審査会の委員の21人分の報酬、認定審査会の事務費、認定審査会で使用しておりますシステムの保守及び機器の維持管理委託料等でございます。なお、財源内訳のその他は、構成市町村の負担金及び一般会計からの繰入金となっております。

2款の保険給付費について説明させていただきます。

個々に説明させていただきます。初めに、財源内訳のほうを説明させていただきます。国・県支出金につきましては給付に対します国及び県の支出金で、その他につきましては市の負担分の第2号被保険者の保険料になります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、この科目の支出でございますが、介護度が要介護1から要介護5の方が在宅や施設において利用した介護サービスに係る給付費用でございます。

ナンバー01居宅介護サービス等給付費、支出済額17億9,906万8,000円につきましては、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等の利用に対します給付でございます。

ナンバー02居宅介護福祉用具購入等費、支出済額380万9,052円につきましては、特定福

社用具やポータブルトイレ、入浴補助具等を購入した際の補助でございます。

ナンバー03居宅介護住宅改修等費、支出済額897万7,837円は、廊下や階段等への手すり、スロープの設置や段差の解消等の工事費用に対します補助でございます。

14ページをお願いいたします。

1項介護サービス等諸費、2目地域密着型介護サービス等給付費、ナンバー01地域密着型介護サービス等給付費、支出済額9億2,393万2,370円につきましては、住みなれた地域で気軽に利用できますサービスの給付費でございます。定期巡回随時対応型訪問介護看護や地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、一般的にはグループホームでございます。認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護や老人福祉施設入所者生活介護等に係るサービスに係ります給付でございます。

続きまして、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費、ナンバー01施設介護サービス給付費、支出済額8億9,575万697円につきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設や介護医療院の入所者に係る施設サービス給付費でございます。

15ページをお願いいたします。

1項介護サービス等諸費の4目居宅介護サービス計画等給付費、ナンバー01居宅介護サービス計画給付費につきましては、支出済額2億4,465万8,605円は、介護サービス計画、ケアプランの作成費用でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費につきましては、介護度が要支援1と要支援2の要支援者が在宅や施設において利用した介護サービスに係る給付費等でございます。

ナンバー01介護予防サービス等給付費、支出済額4,995万9,816円は、訪問看護、デイサービス、ショートステイ等の給付費でございます。

ナンバー02介護予防福祉用具購入等費、支出済額53万639円は、特定福祉用具、ポータブルトイレや入浴補助具等の購入に関します補助でございます。

ナンバー03介護予防住宅改修費、支出済額264万8,678円は、廊下や階段、浴室、トイレ等の手すり、スロープの設置等の改修に対します給付費でございます。

16ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費、2目地域密着型介護予防サービス等給付費、ナンバー01地域密着型介護予防サービス等給付費、支出済額349万7,522円、これにつきましては小規

様多機能型居宅介護サービス及び認知症対応型共同生活介護サービスに係る給付費でございます。

同じく 2 項介護予防サービス等諸費、3 目介護予防サービス計画等給付費、ナンバー01 介護予防サービス計画等給付費、支出済額995万2,660円は、要支援 1、2 の要介護認定者に係るケアプランの作成に関する委託費でございます。

続きまして、2 款 3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、ナンバー01審査支払手数料、支出済額545万8,166円は、介護報酬の審査に伴います国保連合会への審査支払手数料でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

4 項高額介護サービス等諸費、1 目高額介護サービス費、ナンバー01高額介護サービス費、支出済額8,167万1,420円は、要介護 1 から 5 までの要介護認定者が 1 カ月以内において介護サービス利用額の 1 割から 3 割の負担額が上限額を超え高額になった場合に、その差額を給付する費用でございます。

4 項、同じく高額介護サービス等諸費、2 目高額介護予防サービス費、ナンバー01高額介護予防サービス費、支出済額11万7,466円は、要支援 1、2 の要介護支援認定者に係るもので、先ほどの高額介護サービス費の給付内容と同様でございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費、ナンバー01高額医療合算介護サービス費、支出済額506万6,198円は、年間で医療費及び介護の負担金が基準額より多い場合、所得に応じて支給するものでございます。

18ページをお願いいたします。

同じく 5 項高額医療合算介護サービス等費、2 目高額医療合算介護予防サービス費、ナンバー01高額医療合算介護予防サービス費、支出済額 3 万7,334円につきましては、要支援 1 の要支援認定者に係るもので、先ほどの高額医療合算介護サービスの給付内容と同じでございます。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、ナンバー01特定入所者介護サービス費、支出済額 1 億6,557万2,486円は、低所得者層の負担軽減措置で食費軽減と居住費軽減とに係る給付費でございます。

同じく 7 項 2 目特定入所者支援サービス費、ナンバー01特定入所者支援サービス費、支出済額 8 万5,202円は、要支援 1、2 の認定者に係る食費と居住費の軽減措置に伴います給付費でございます。

19ページでございます。

次に、3款の地域支援事業費を説明させていただきます。

1項介護予防・生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費につきまして、先に財源の説明をさせていただきます。財源内訳につきましては、先ほど説明した2款の給付費と同様で、介護予防・生活支援サービス事業に対します国及び県の支出金で、その他につきましては、市の負担分と第2号被保険者の保険料になります。

ナンバー01訪問型サービス事業、支出済額2,527万3,489円につきましては、まず現行の訪問介護相当につきましては、本人が自力で行うことが困難な掃除や買い物、洗濯、調理等の家事サービスでございます。次の訪問型サービスAは、食事や食材の確保、洗濯、部屋の掃除や布団干し、ごみ出しなど、日常生活上の生活支援になります。次の訪問型サービスCは、課題に応じたリハビリ等の専門職を自宅に派遣し、短期集中的に指導等を行い、生活機能の維持向上を図るものでございます。

ナンバー02通所型サービス事業、支出済額4,795万5,960円につきましては、現行の通所介護相当につきましては、介護予防を目的としてデイサービスセンター等の施設で入浴、体操、レクリエーション等を行うものでございます。通所サービスAにつきましては閉じこもりを予防するため、体操やレクリエーション、仲間づくり等の活動を行うものでございます。また、通所サービスCにつきましては、リハビリ等の専門職による筋力向上訓練を実施し、身体機能の改善を図るものでございます。

ナンバー03生活支援サービス事業、支出済額80万4,260円につきましては、新しい総合事業として実施しております配食サービスに係る経費でございます。対象は、要支援1、要支援2の認定を受けた人と、基本チェックリストというもので該当になった方でございます。

なお、この新しい総合事業で配食サービスの対象にならない人につきましては、この後説明します任意事業として実施しています配食サービスで対応を行っているところでございます。

ナンバー04介護予防ケアマネジメント事業、支出済額741万3,880円は、新しい総合事業のみを利用する要支援者及び基本チェックリストで該当になった事業対象者のケアプランを作成する経費でございます。

20ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援総合事業費、2目一般介護予防事業費でございます。この一般介護予防事業は、65歳以上の全ての方を対象に介護予防教室の開催や

住民主体の通いの場の充実、地域の支え手の創出などの地域づくりを推進し、高齢者がいつまでも生きがい、役割を持って生活できる地域の構築を目指した事業でございます。

ナンバー02一般介護予防事業のうち、01介護予防普及啓発事業、支出済額523万1,545円は、いきいき健康体操教室などを民間事業に委託した経費や教室への講師派遣料でございます。

②の地域介護予防活動支援事業、支出済額576万6,034円は、市内53地区で行われておりますいきいきサロンの運営に関します費用、また社会福祉協議会に依頼しております高齢者運動会やウォーキング等に関する費用でございます。なお、いきいき百歳体操は30年度からの新規事業で、おもりを手首や足首につけて椅子に座って行う体操でございます。

ナンバー04一般介護予防事業嘱託・非常勤職員等費、支出済額362万1,486円につきましては、一般介護予防事業に係る非常勤職員1人分の人件費でございます。

21ページをお願いいたします。

3款2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費でございます。

初めに、財源内訳について説明させていただきます。国・県支出金につきましては包括的支援事業・任意事業費に対する国・県の支出金で、財源のその他は事業費に対します市の負担分になります。

ナンバー01包括的支援事業、これにつきましては高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるように、長寿推進課に設けております地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療、介護保険事業所等と連携をとりながら、高齢者に対しましての介護、福祉、権利擁護等の包括的な支援を行うものでございます。

①の包括的支援事業、支出済額121万1,868円は、地域包括支援センターの運営費、夜間・休日の相談窓口として民間事業者に委託しております在宅介護支援センター事業、また権利擁護等に関する事業費でございます。

②の在宅医療・介護連携推進事業、支出済額27万4,334円は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域、自宅で生活することができるよう、包括的継続的な在宅医療と介護の支援体制を構築することを目的として、平成29年度に立ち上げました在宅医療・介護連携推進協議会の委員報酬、多職種連携に向けた研修会等の経費でございます。

③認知症総合支援事業、支出済額76万8,450円につきましては、小学生や市民等を対象にしました認知症サポーターを養成する講座の開催経費、地域で認知症高齢者の見守りに関する支援体制を確立するための事業でございます。

④生活支援体制整備事業、支出済額192万6,346円は、元気な高齢者を初め、地域住民が担い手として多様な主体となる多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりの推進を目指すものでございます。本事業は、甲斐市支え合い推進委員会を中心に活動を行っており、30年度は11ある小学校区のうち3小学校区に協議会を設け、支え合い、助け合いの地域づくりに取り組んでおります。また、市民を対象としましたフォーラムや学校区ごとのミニフォーラム、ワークショップを開催し、本事業の進展を図っております。

22ページをお願いいたします。

ナンバー02任意事業でございます。高齢者が地域で安心して生活できるよう介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者、家族介護者に対し、地域の実情に応じた支援を行うための事業でございます。

①介護給付費等適正化事業、支出済額34万5,294円は、介護サービスの利用状況等の内容を記載した通知を送付することにより、利用内容の確認や介護保険事業への意識向上等を目的とした事業でございます。

②長寿安心事業、支出済額1,611万8,107円は、主なものとしまして、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している方に介護用品の購入クーポン券を配付する介護用品支給事業、同じく要介護3以上の寝たきり高齢者等を在宅で介護している家族の方に慰労金を支給する家族介護慰労金支給事業、ひとり暮らしの高齢者の見回り等を目的に行います配食サービス事業や同様にひとり暮らしの高齢者の自宅を民生委員が訪問し、安否確認等を行うとともに、乳酸菌飲料を支給します友愛訪問事業でございます。

③その他事業、支出済額36万2,909円につきまして、まず成年後見制度でございますが、成年後見制度利用支援事業につきましては、市長申し立て等にかかわる事業でございます。平成30年度につきましては、市長申し立てが4人、後見人の報酬で1名分お支払いをしております。福祉業務、住宅改修事業は、他の介護サービスを受けず住宅改修等を行う人が、ケアマネジャー等に申請書を作成してもらう費用でございます。

ナンバー03包括的支援事業関係職員費、支出済額1,463万7,330円は、地域包括支援事業に係る長寿推進課職員3名分の人件費でございます。

ナンバー04包括的支援事業嘱託・非常勤職員等費、支出済額1,097万6,549円は、地域包括支援事業に係ります長寿推進課におります非常勤職員3人分の人件費でございます。

ナンバー05任意事業嘱託・非常勤職員等費、支出済額246万1,314円は、任意事業に係り

ます非常勤職員の1人分の人件費でございます。

23ページをお願いいたします。

ナンバー01その他諸費、支出済額42万9,352円は、新しい総合事業の実施に伴う国保連合会へ審査支払手数料でございます。財源内訳のその他は、市の負担分また第2号被保険者の保険料でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金、ナンバー01給付準備基金積立金、支出済額8,587万円は、介護保険の財政安定化を図るための積み立てでございます。なお、平成30年度末基金残高は5億4,899万5,000円でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、ナンバー01第1号被保険者保険料還付金、支出済額61万1,800円は、第1号被保険者の転出、死亡等によります過年度分の保険料の還付でございます。

24ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目第1号被保険者還付加算金の支出はございませんでした。

続きまして、3目国庫支出金等償還金、支出済額832万6,597円は、国庫支出金等決算見込額で算出しているため、給付額の確定後に翌年度に精算し返還する場合の費用でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、支出済額1,753万4,562円は、一般会計繰出金につきましては、給付額確定後、翌年度に精算して返還する場合の支出でございます。

以上、介護保険特別会計の歳出の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（横山洋介君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 23ページの給付準備基金積立金についてですけれども、平成30年度、介護保険料の3年ごとの改定に当たってまして、本市においても1人当たり1,200円引き上げられました。それで、そのときの理由としては、給付がふえることで基金をあの当時4億円程度あったと思うんですが、それを取り崩していかなければいけないということで、

1,000円程度に抑えたということなんですけれども、1,200円ですか、それについてご説明をお願いしたいんですが。

○副委員長（横山洋介君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） 30年度から32年度まで3カ年につきましては、現在の第7期計画に基づいて、3年間の介護給付費の見込みから3年間分の保険料ということで計算をさせていただいております。事業計画の中では、3年間を通して給付が前期計画では不足するという見込みをしまして、基金の取り崩しも含めた計画をつくっております。ただ、現状のところ、保険給付の伸びがこちらの決算を見ていただいてもわかるとおり、保険給付費は30年度と比較してそれほど今伸びていない状況になっておりまして、また次期計画が令和3年度から3年間の計画をつくらせていただくんですけれども、その際に、検討材料とさせていただきますかと思っております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 見込みが違ったということですね。それで、これだけふえているのであれば、今後の考慮をお願いしたいと思うんですが、その辺、考慮をしていただけるのでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 先ほど赤松係長のほうから次期計画につきましては令和3年度からの3年間ということで、来年度その3年間の計画をつくります。当然先ほど係長から説明がありましたとおり、給付見込みを算定した中で、必要に応じてこの基金についてどのような扱いをするか、また来年度の計画段階で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 20ページの02の中のいきいきサロン事業、53地区ということで、この53地区ではどんなような事業を行ったのか、内容を教えてもらえますか。

○副委員長（横山洋介君） 井上係長。

○長寿あんしん係長（井上千悦子君） お答えいたします。

いきいきサロンは、各自治会ごとにサロンを立ち上げていただきまして、講師派遣などによって3B体操だとか、そういった介護予防に関する事業を行っております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） この間、私も一般質問でちょっといきいきサロンのことを質問させてもらったんですけども、今からこういった事業は本当に必要だと思うんだ、基本的に。ただ、一般質問のところでも言ったんだけど、この53地区という、甲斐市にしてはかなり少ないんだよね、まだ。なかなか自治会でもこの辺がまだ充実していないというか、やっぱりその中心的というか、そういった中心的になってくれる人がいないということで、なかなかいろいろなよその自治会でいってね、うちには誰もいないんだというのを結構耳にするんだよね。だから、これを一定、やっぱりそういった今後をこういった事業を充実するために、やっぱり地域でそういったリーダーというか、中心的にやっていく人たちの掘り起こしというか、自治会長ともその辺は連絡をとりながら、こういったものをもっと充実することが必要ではないかと思うんだけど、その辺はどうですか、課長。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） この事業につきましては、ご承知のとおり、今、社会福祉協議会のほうに委託しております。当然、市としましても、委員のおっしゃるとおり、この事業の拡大を図って、例えば介護予防とか、さまざまなそういった健康事業を中心に広げていくことによって、あらゆる面の波及効果があると思いますので、こういった形がいいのか、過日お話ししました老人クラブの兼ね合いとかいろいろあると思いますので、そこら辺も勘案した中で、事務局として動いていただいています社会福祉協議会と連携して、自治会長、特に自治会が中心となってやりますので、自治会連合会との連携等を取りながら、また社会福祉協議会との連携を取りながら、事業の拡大等を図っていければと思っております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） すみません、配食サービスのことでお聞きしたい。先ほど、新たな事業に変わったということで、2つに分けて、19ページの配食とそれから22ページということで、この辺の内容が違うんで、どんなふうにはこれは違っているのか教えてもらえますか。

○副委員長（横山洋介君） 井上係長。

○長寿あんしん係長（井上千悦子君） お答えいたします。

まず、19ページの配食ですけれども、こちらのほうは総合事業ということで、要支援者、要支援1、2、あとチェックリストで該当になった方がこちらのサービスを利用しています。それ以外の方が22ページの配食サービスの利用となっております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これは、結局、利用者にも負担をさせていただいている、食材を。されていると思うんだけど、僕もちょっとやった経験があるんだけど、やっぱりその安否確認というか、そういうものをして社協のほうに報告したりしているんだけど、何食分とあるんだけど、細かく人数はそんなに大して利用してはいないように思うんだけど、それは結構このところふえているかどうか、その動向はどうなんですか。

○副委員長（横山洋介君） 井上係長。

○長寿あんしん係長（井上千悦子君） お答えいたします。

平成30年度で両方の事業を合わせてですけれども、85名の利用があります。こちらのほうは年々増加の傾向にあります。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。年々ふえているということで、僕、本当にこれはいい事業だと思うんだね、基本的にね。やっぱりそうやって結構行けば、楽しみにしていて、それで1人でいる人なんかは、本当に話し相手がいないから、行けばなかなか帰るに帰れなくなるようなこともあったんだけど、やっぱりこういった事業は今から大事だと思うんで、またいろいろな面で、予算的な関係もあるかもしれませんが、できるだけこういった事業を拡大していけるように、今後も努力してもらいたいと思いますので、要望で結構ですので、よろしくお願いします。

○副委員長（横山洋介君） そのほか質疑。

松井委員。

○委員（松井 豊君） すみません、審議資料の13ページ、一番下のサービス受給者の延べ数がここにあるんですが、実数でそれぞれ何人かわかれば教えてください。

○副委員長（横山洋介君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） こちらは、国保連合会に対する各介護サービス事業所の請求件数ということになっておりまして、実数を、その実際の介護サービス受給者は複数のサービスをまたがって利用している可能性がありまして、その1年間分ということでありまして、その集計というのは、こちらの長寿推進課のほうではとっていない状況になっております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） あと、一番下の施設サービスの3,524人ですが、これと……

○副委員長（横山洋介君） 何ページですか。

○委員（松井 豊君） 13ページの一番下のサービスの施設サービス3,524人と、この決算資料の14ページの一番下、施設の延べ件数ですね、利用の、これちょっと数が合っていないので、後でちょっと確認してください。面倒になるから、これで結構です。

○副委員長（横山洋介君） 赤松係長。

○介護保険係長（赤松 圭君） おっしゃるとおり、審議資料の施設サービスの受給者延べ数と、参考資料のほうの件数ということで、こちらのほうが審議資料の人数のほうにつきましては、一応国保連合会のほうで審査支払機関、介護報酬審査支払機関になっておりますので、そちらのほうの集計資料をもとに出しておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、1人の方が複数のサービスを利用している場合は、それぞれ累積のサービス利用件数ということになりますので、この辺は1人の方が複数ということで一致しないことになっております。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 21ページの一番下の4番、生活支援体制整備事業ということで、何か3つの小学校で支え合いという説明を受けたんですけれども、この辺のところをもう少し詳しく説明してください。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 甲斐市につきましては、3つの小学校区でございますが、市内の11小学校区のうち、一番最初に説明させていただきました第1層協議体ということで、甲斐市の支え合い推進委員会があります。その下に2層の協議体ということで11の小学校区を基本として、そのうち平成30年度は竜王小学校区と敷島北小学校区、それから双葉西小学校区に第2層となります協議体をつくりました。その先に、今度、各自治会ごとに第3層の協議体、実際に活動していただく自治会を今ワークショップとか、ミニフォーラムをし

て事業の浸透を図っているということで、この前もご質問等であったと思うんですが、敷島台地区においては、実際に買い物支援とか、日常生活のサービスを地域の人たちがやっているというふうな状況になっております。

○副委員長（横山洋介君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは、今後、地域的にやるということなんですけれども、地区において第3階層、そういう組織体制の中で進めていくということなんですけれども、そういうものが組織として会合を持ったりとか、そういうふうなことはやるんですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 具体的には、やはり先ほど言いましたように、ミニフォーラムということで、まずこの事業がどういうものかということをもまずわかっていただくということで、過日も小学校区ごとに説明会を何カ所かやりました。そこに集まっていた自治会長さん、民生委員さん、ボランティアをしていただける方等に集まいただき、まず事業を理解していただいて、それをまず自治会のほうにまた持っていただいて、協力できる方を募って、地域の困り事そういった課題ですね、そういったものを、じゃ、皆さんで、ボランティアといいますが、やはり例えば買い物支援ですと実際に200円とか300円のガソリン代分はいただいているんですが、そういった低料金で、プロではなくて地域の人为主体となってやるということで、自治会のほうにも出向いて事業等を進めているような状況です。なお、この事業につきましては、今、社会福祉協議会のほうにメインで動いていただいております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○副委員長（横山洋介君） そのほか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 13ページの介護認定審査会のことについてお聞きしたいんですが、この審査会の委員というのが21人と書いてあります。これはどういう人たちが、どういう資格でこれになっていますか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） これにつきましては、医療分野、医師ですね、それから保健分野、保健師の方、あるいは福祉分野、実際にこういった施設を、介護施設等を運営している方、そういった方々を構成しております甲斐市、中央市、昭和町からそれぞれ人選いたし

まして、委員として委嘱しておるところでございます。

○副委員長（横山洋介君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この審査会というのは、どういう、どういうというか、審査会の頻度は、開催する頻度というのはどうなっているんですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 審査会につきましては、4班編成になっております。1回当たり大体30件ほどの新規申請や更新申請を処理しますが、週1回それぞれの班ごとに審査会を開催して、先ほど言いましたとおり、おおむね30件から35件の認定にかかわる審査等を行っている状況でございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、その審査会の委員がいて、その審査会をやって、週1回、4班に分かれてということで、その上の認定調査員という、この例えばやりとりというか関係というのはどうなっているんですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 認定調査員につきましては、例えば新たにAさんが介護認定を受けたいという申請がありましたところで、その方の実際ご自宅等を訪問して、状況ですね、生活状況とか身体状況とか、そういったものを、研修を受けている当然認定調査員ですので、チェックリスト等によってチェックします。その報告書をいただいた上で、それをシステムのほうに入力しまして、一次判定をして、今度審査会のほうで二次判定という形の中で最終的に介護度を決めるような状況になっております。

○副委員長（横山洋介君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） あと、22ページの包括支援事業の中の③か、成年後見制度利用支援事業というのがありますね。これ実際、支援事業ですから、成年の後見制度をしている人が事案があったということですよ、これは。何件ぐらいあったんですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 昨年度につきましては、17件の相談がありまして、そのうち市長申し立てという形でありましたのが4人でございます。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、この成年後見制度の資格があるわけですよね。甲斐市の場合、こういう成年後見制度というか、後見人になれる人というのは何人ぐらいいるんですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 成年後見人になる方で、基本的には専門職的な弁護士、司法書士等になるわけでございます。もう一つは、市民後見制度といいまして、市民の方でそれなりの研修等を受けて後見人になることができるんですが、現在まだそこまで市のほうでは事業をやっておりません。ただ、国では、この成年後見制度を拡充という形の中で、中核機関等の設置等を進めております。いずれ、その中で中心となる機関ができたところで、市民貢献制度について周知し、そういったものになってもいいという方があれば、研修等を受けていただきながら、後見人の育成等に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 何でこれを聞いたかという、市民成年後見人というのを、私の近くにいるんですよ、甲斐市に。今その人は甲府市のほうで、この包括的な支援事業の中でやっているんですね。甲府市ではやっていますよね、これはね。その人に聞かれたんだけど、甲斐市はどうなんだということで、今ちょっと質問させてもらったんだけど、今、課長の答弁だと、今後はそういうことも進んでいくんだという答弁でしたね。その辺を詳しくいいですか。

○副委員長（横山洋介君） 相川課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） 先ほど言いましたように、国でもこの制度を進めております。市民後見人という形の中で甲斐市にもいらっしゃるといことは、私どもちょっと存じ上げてございませんでしたが、実際いらっしゃるといことであれば、そういった方も含めて、まず、この制度の今周知という形で権利擁護の講演会等もこの間ありました。いずれ、そういった組織をつくった上で、この事業を進めていく中で市民後見人の育成というものを来年度一応予算要求をしておりますので、そういったまず研修から始めて、アドバイザー、要するに司法書士とか弁護士等を招いて、まずこの制度も職員のほうも十分理解した上で、順次、この市民後見制度を含めた中で成年後見制度全般について事業を進めてまいりたいと考えております。

○副委員長（横山洋介君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで歳出について終了し、以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第4号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありますか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） 異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○副委員長（横山洋介君） ご着席ください。起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、認定第4号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時06分

○副委員長（横山洋介君） 会議を再開いたします。

次に、認定第5号 平成30年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

相川長寿推進課長。

○長寿推進課長（相川泰史君） それでは、引き続き、認定第5号 平成30年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について説明をさせていただきます。

決算書のまず233ページ、決算総括表をお願いいたします。

歳入額1,195万8,894円、歳出額1,169万5,668円、実質的な収支額26万3,226円を令和元年度に繰り越すものでございます。

決算書の238、239ページをお願いいたします。

歳入につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。

市では、地域包括支援センターを直営で運営し、居宅介護予防支援事業所の指定を受けております。このため、介護保険特別会計とは別に、介護サービス特別会計を設置し、要支援1と2の方々のケアプランの作成業務等を行っております。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防給付費収入、1節居宅支援サービス計画費収入、収入済額1,014万7,000円につきましては、介護保険の要介護認定者のうち要支援1と2の方々のケアプランの作成業務に係る国保連合会からの収入となっております。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金、収入済額74万5,000円は、この業務にかかわります人件費の一部を一般会計から繰り入れるものでございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、収入済額106万5,894円は、平成29年度の決算に伴う繰越金でございます。

4款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子、収入済額1,000円、これは預金利子でございます。

同じく2項雑入、1目雑入、1節雑入は、収入はございませんでした。

以上、歳入合計は1,195万8,894円でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

決算書につきましては240ページ、決算参考資料は25ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー02総務管理関係嘱託・臨時職員等費、支出済額375万8,891円は、一般職非常勤職員1人分の人件費でございます。なお、財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び職員給与等に係る繰入金でございます。

ナンバー03事務所費、支出済額13万1,883円は、各種通知等の発送に係る費用及び給付管理システムに係る事務費でございます。なお、財源内訳のその他は、先ほどと同じでございます。

2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、ナンバー01居宅介護支援事業、支出済額673万9,000円は、要支援1と2の要支援認定者のケアプラン作成を他の事業所に委託した費用でございます。なお、財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び預金利子でございます。

26ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金、1目償還金、これにつきましては、給付費の誤り等があった場合に返還する費用で、その支出はございませんでした。

同じく3款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金、支出済額106万5,894円は、一般会計からの繰入金を精算し、翌年度に返還する費用でございます。財源内訳の一般財源は繰越金でございます。

以上、歳出総額は1,169万5,668円でございます。

以上、介護サービス特別会計の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（横山洋介君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、委員の質疑を終了し、以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第5号 平成30年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第5号 平成30年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで暫時休憩します。

午後の再開は1時30分よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） それでは、1時半の再開といたします。よろしく願います。

ご苦勞さまでした。

休憩 午後 零時12分

〔副委員長、委員長と交代〕

再開 午後 1時29分

○委員長（藤原正夫君） 会議に入る前に、私ごとですみません。ちょっと遅刻しましたことをおわびします。よろしく願います。

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、ご報告をいたします。小澤委員は遅刻の旨の連絡がありましたので、報告をいたします。

それでは、直ちに会議を再開します。

次に、認定第6号 平成30年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

小林市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） お疲れさまです。

それでは、市民活動支援課で所管しております住宅新築資金等貸付事業特別会計の30年度決算の内容につきまして説明をさせていただきます。

決算参考資料はナンバー4の15ページでございますが、歳出だけの資料となっておりますので、決算書でご説明させていただきます。

決算書243ページの歳入歳出決算総括表から説明させていただきます。

予算現額93万円に対しまして、歳入は111万6,957円、歳出は91万9,844円で、差し引き額の19万7,113円が翌年度への繰り越しとなります。この事業は、国の地域改善対策特別措置法により国の政策として実施された事業であります。貸し付けは昭和55年から始まり、平成10年の貸し付けが最後となっておりますので、現在は、貸し付け者からの償還処理と貸し付けの財源とした県からの借入金償還が主な内容でございます。

なお、当初からの全貸付者数は33人ですが、21人は完済しておりますので、現在償還中の者は12人となっております。また、県への借入残額につきましては、30年度末で459万2,613円、令和5年度に完済する予定でございます。

それでは、引き続き、具体的な内容につきまして歳入からご説明させていただきます。

248ページ、249ページの歳入決算事項別明細書をお願いいたします。

説明につきましては、249ページ中ほどの列、収入済額欄でご説明いたします。

まず、第1款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ですが、平成30年度繰り入れ処理は不要でありましたので、ゼロ円となります。これは、貸付金の償還の確保が困難であった場合に、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第2款第1項第1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金24万7,957円でございます。

次に、第3款諸収入、第1項貸付金元利収入のうち、第1目住宅新築資金貸付金元利収入ですが、予算現額48万9,000円に対しまして、収入済額は62万8,000円でありました。なお、左隣の調定額8,491万8,515円につきましては、現年度償還金60万1,944円と、29年度末収入済額8,431万6,571円の合計額でございます。

次に、第2目宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、予算現額19万1,000円のところ、収入済額は24万円でありました。調定額4,834万7,171円につきましては、新築資金同様、現年度分の償還金46万1,376円と、29年度末収入未済額4,788万5,795円の合計でござい

ます。この収入未済額につきましては、戸別訪問し納付をお願いしておりますが、債務者の高齢化や収入減などの理由により、なかなか思うような成果につながらない状況であります。今後も引き続き努力をしてまいります。

次に、第2項第1目預金利子につきましては、普通預金の利子で1,000円となっております。

第3項第1目の延滞金につきましては、収入はございませんでした。

歳入合計につきましては、予算現額93万円に対しまして、収入済額111万6,957円でありまして、調定額合計1億3,351万4,643円から差し引いた残額が収入未済額1億3,239万7,686円となり、これが平成30年度末の未納額であります。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

決算書の250、251ページをお願いいたします。

これも、251ページ左側の支出済額でご説明いたします。

まず、第1款第1項事務費、第1目住宅新築資金等貸付事業事務費につきましては、貸付者への償還通知や督促などに伴う郵便料であります。支出済額は1,320円でありました。

次に、第2款第1項公債費のうち、第1目元金につきまして、支出済額74万7,220円ありますが、住宅新築資金宅地取得資金の貸付金の原資としました起債借入先であります山梨県への当年度の償還元金でございます。

次に、第2目利子につきましては、支出済額17万1,304円ありますが、起債償還の利子分でございます。これにより歳出合計が91万9,844円となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は総務教育常任委員会であります。

質疑はありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは、結局いつころまでに終わるといえるのでしょうか。もう一回。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 昭和55年から貸し付けがスタートしまして、平成10年の貸し付けが最後となっております。当初はですが、貸付者は33人に対して貸し付けてお

りまして、そのうち完済者は21人ということで、現在12名の方がまだ債務が残っているという状況ですので、ちょっと高齢化に伴いまして若干納付額が少額になっている状況もありますけれども、貸し付けた金額ですので、少しずつお支払いをお願いしている状況でございます。

以上です。

すみません、いつ終わるかということで、法定というか、その貸し付けた方の起債の償還につきましては、令和5年度で県への償還が終わります。ただ、そちらは終わりますけれども、まだ貸付者に関しては、まだ全てが完納しておりませんので、甲斐市のほうに残りは返していただくということになります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 残りの金額は言ったっけ、四百何万というの。

ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の説明で、最終的には、じゃ、あれ、甲斐市で返済するということなんだね。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） そうですね、起債の借入先が山梨県のほうから借りている部分につきましては、令和5年度ですが、償還は終わります。残りにつきましては、甲斐市の方にですが、その分を返還をして返していただくということで、今後も続くということでございます。

○委員長（藤原正夫君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） ただ、高齢だとかと、そういういろいろ事情はわかるんだけど、でも、どこかで区切りをやっぱりつけなきゃならないでしょうね。その辺はどうなんですか。ずっと相手が返してくれないからというわけにもいかないんじゃないですか、最終的にどこかで区切りを、その辺はどうなんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） やはりこの事業を利用して、既に住宅を建設されて貸付金を返済されている方々もおりますので、やはり市としましても、この制度の目的等を踏まえまして、やはり公平性を確保し、努めていく責務がございますので、納付意識の向上を図りながらですが、それぞれに合った今後の返済計画に基づきまして、返還処理のほうを進め

ていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 高齢化ということですが、大体どのくらいのお年になられている方でしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） そうですね、12人おりますけれども、70代以上が5名ということで、半数が大体高齢というか、結構お年の方々です。あと50代が4名、60代が3名ほどいますけれども、それにつきましてはですが、昭和55年当初から始まっておりますので、その方々が、その半分ほどが亡くなられていまして、そうして亡くなられた方については、現在お子さんの世代が引き継いで償還をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） なければ、所管の委員の質疑を終了します。

次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 確認なのですが、最後の収入未済額が1億3,239万7,685円とありましたけれども、その金額が今残っている金額全体、全部ということなんですか、合わせると。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） そうです。元金と利子を合わせまして、これが30年度末の収入未済額ということになります。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） なければ、これで委員の質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第6号 平成30年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定をされました。

以上で、認定第6号 平成30年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

次に、認定第11号 平成30年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、環境課より合併浄化槽事業特別会計の決算につきましてご説明をさせていただきます。

決算書につきましては307ページからとなります。

まず、決算総括表であります。歳入額につきましては1,714万3,551円で、歳出額につきましては1,705万9,851円と、差し引き8万3,700円を令和元年度に繰り越すものであります。

合併浄化槽事業の概要であります。平成20年度から地域再生交付金の汚水処理施設整備交付金を活用し、基本的に下水道の計画区域外の地域につきまして、市が主体となって、対象地域内の希望者に対して合併浄化槽を設置、管理するものであります。事業当初は、下水道課において事業を所管しておりましたが、機構改革や業務の見直しにより、平成23年度から環境課が所管しております。合併浄化槽整備事業の対象地域につきましては、敷島地区の清川、睦沢、吉沢、大久保と牛句、天狗沢の一部、双葉地区の米沢、笠石、菖蒲沢、新田の4地区でありまして、合計10地区であります。なお、令和元年度から対象世帯及び対象地域の見直しを行い事業を進めておりますが、平成30年度決算といたしましては、先ほ

どご説明しました10地区となっております。平成30年度末における市が管理する合併浄化槽の総数であります。市が設置したものが203基、個人が設置し、本市に移譲されたものが38期、合計241基となっている状況であります。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

決算書の312ページ、313ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目合併浄化槽分担金は、現年調定額88万6,800円に対し、収入済額86万6,000円と2万800円の収入未済額が生じたところであります。また、その下段の過年度分におきましても、調定額3万6,400円に対しまして収入済額はゼロ円と、全額収入未済額となっております。

これらの収入未済額の具体的な内容であります。未納者は1名、現年度分は4期分、過年度分は7期分であり、平成28年度から分担金の賦課が始まったものであります。未納者本人とは繰り返しの面談、交渉を行い、納付について督促しているところでありますが、自宅の建築資金不足により工事が中断しており、現在、未完成のまま放置されているような状況でございます。合併浄化槽の設置工事は完了し、稼働できる状態であるため、分担金の納付義務が生じますが、使用自体はしていないため、使用料は発生しておりません。滞納者の事情は察するところでありますが、分担金の賦課は令和2年度までであることから、引き続き定期的な面談を行う中で、期間内での納付に努めてまいりたいと考えております。

分担金の納付対象者は、平成29年度中に合併浄化槽を整備した10件分と、それ以前に整備した2件分の計12件分であります。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、現年・過年度を含め、調定額535万8,204円に対し、収入済額は534万924円で、1万7,280円の収入未済額が生じたところであります。使用料につきましては、これまで各年度とも収納率100%を保っていたところでありますが、1世帯5期分の未収金となりました。滞納の理由でありますが、生活困窮者であり、自宅で何度か接見するも、とても支払える状況ではないとのことで現在に至っております。引き続き、定期的に訪問する中で徴収に努めてまいりたいと考えております。

使用料の納付対象者は233件分であり、平成3年度中に合併浄化槽を整備し、使用開始した方も含まれております。

次に、2項手数料、1目手数料につきましては、排水設備確認検査手数料として1件2,000円、5戸分で1万円、督促料が16件、1件100円で1,600円であり、合計1万1,600円で、収入未済額はありませんでした。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目汚水処理施設整備交付金につきましては、収入済額65万3,000円で、設置工事で10基分の補助対象経費のおおむね3分の1の補助金であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金916万2,684円につきましては、一般会計からの繰入金であり、繰入金の内訳といたしましては、備考欄に記載しているとおり事務費等が583万324円、建設改良費が37万9,624円、公債費が295万36円であります。

314ページ、315ページをお願いいたします。

次に、5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金で9,343円であります。

6款1項1目諸収入についてはありませんでした。

7款1項1目合併浄化槽事業債110万円につきましては、この事業の財源措置として決められております補助対象事業費の30分の17に当たる起債であります。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

歳出につきましては、ナンバー4の参考資料を中心にご説明をさせていただきます。

なお、決算書につきましては316ページ、317ページになります。

それでは、ナンバー4の参考資料16ページをお願いいたします。

最初に、財源内訳を総括的にご説明させていただきます。

まず、国・県支出金につきましては、先ほど歳入でご説明したとおりであります。その他財源であります。全て一般会計からの繰入金であり、また一般財源は、歳入の分担金、使用料及び手数料、繰越金となっております。

それでは、順次事業ごとにご説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理費につきましては、1件当たり7万円を補助する水洗便所改造補助金の科目であります。平成30年につきましては2件分の予算を措置したところでありますが、支出はありませんでした。

次に、ナンバー02合併浄化槽分担金徴収費につきましては、分担金前納報奨金と郵便料で、分担金前納報奨金14万1,100円は、5年一括の8件分と4年一括の1件分、1年一括の1件分の合計10世帯分の報奨金であります。また、郵便代は、分担金納付書の発送にかかわるものであります。

次に、ナンバー03合併浄化槽使用料徴収費であります。合併浄化槽の分担金及び使用料に対しましては、平成27年度より口座振替制度を導入したところであります。このため、

窓あき封筒等の印刷のための印刷製本費として1万2,960円、合併浄化槽事業に加盟している全ての方233世帯に関する納付書等の送付の郵便料として2万4,968円、また口座振替手数料として9,289円であります。

次に、2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業、ナンバー01合併浄化槽整備事業につきましては、消耗品が2万4,050円、合併浄化槽設置のための3基分の設計委託料、郵便料としまして91万1,234円、また3基分の合併浄化槽設置工事費として200万1,240円であります。なお、工事の内訳といたしましては、5人槽が2基、7人槽が1基で、10人槽以上はありませんでした。

17ページをお願いいたします。

次に、ナンバー02合併浄化槽維持管理事業費であります。ブロー等の故障による25件分の修理費として108万5,940円、郵便料として1万5,572円、法定検査手数料、合併浄化槽清掃料として666万1,640円、保守点検料として323万1,855円あります。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、平成20年度から平成24年度までに借入れをした起債5本分の元金償還分で184万279円あります。

18ページをお願いいたします。

3款公債費、1項公債費、2目利子であります。平成20年度から平成29年度までに借入れいたしました起債10本分の利子償還分で110万9,757円あります。なお、起債の償還期間であります。5年据え置きの後、25年間の償還となっております。

最後に予備費であります。支出はありませんでした。

以上で合併浄化槽事業特別会計のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の質疑を行います。所管は厚生環境常任委員会であります。

質疑はありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 30年度までというか、全体の計画のどのぐらい進んでいるんでしょうか、この合併浄化槽。進んだんでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 当初事業を始めたころにつきましては、おおむね800世帯が対象

で、そのうちの200世帯というふうな整備率となっております。そのこともありまして、また合併浄化槽の空白地帯というものがこれまで生じていたところでございますが、条例改正をしたり、または対象区域を広げまして、令和元年度からは一応対象区域を全ての、下水道の計画区域外の全てを対象として今年度から進めているところでございます。

○委員長（藤原正夫君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、数字は出ないという、大体でもいいんですけども、そうなった中でどのぐらい、今現在、30年度でどのぐらいいっているかというのを聞いています。わからなければいいです。

○委員長（藤原正夫君） 保坂委員、ちょっとお待ちください。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 大変申しわけありません。30年度の決算ということで、30年度中の数字しか持っていないくて、新しい区域を広げたところの世帯数については、本日、数字のほうは持ち合せておりませんでした。大変申しわけございません。

○委員長（藤原正夫君） そんなことですから、よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それじゃ、今アドバイスいただいたんですけども、一般浄化槽のお家というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 浄化槽には単独浄化槽とそして合併浄化槽というふうなものがありますけれども、当然ながら、二百数世帯につきましては、私どものほうで合併浄化槽、単独浄化槽から合併浄化槽、または当時は新築も対象になっておりますので、そういったところは合併浄化槽を設置してあるんですけども、ほかの世帯につきましては、一部に合併浄化槽が設置されているところもありますけれども、恐らくほとんどが単独浄化槽だというふうに考えております。

それで、あとはもう一つ、我々のほうで合併浄化槽台帳というものは一応整備はしてあるんですが、全てが網羅されているという台帳ではありませんので、正確な数字につきましては把握していないところでございます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、合併浄化槽の説明を答弁していただいたんですが、確認なんですけれども、今まで合併浄化槽は10地区ありましたね。それ以外に令和元年度から、下水道の計画区域外でも全てが今度は対象になるんだというお話ですよ。今年度からも、もう対象になるわけですか、令和元年からもうそういう事例があった場合は、もう事業として合併浄化槽をやっていくわけですか。

○委員長（藤原正夫君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 平成31年4月から施行という形の中で区域のほうを広げましたので、例えば下水道区域外で今まで合併浄化槽の区域内でなかった例えば団子地区であるとか、または竜王地区、敷島地区になりますけれども、市街化調整区域とかそういった区域が基本的に今回編入されて、今年度からそれが施行されているところでございます。

○委員長（藤原正夫君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今言った中で、竜王も敷島も双葉にも、例えば地理的に川をまたぐとか、そういうような案件もありますね。そういうような場合も、今度は全て対象として考えていいわけですか。

○委員長（藤原正夫君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） ずばりというふうな話になるとあれですけども、基本的には下水道の計画区域外がそういったところが該当になると。あと、もう一つは、地域し尿処理施設があるコミュニティープラントとか、農業集落排水につきましても対象外となりますが、基本的に下水道計画区域外が全てが対象となるところでございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 今後のために聞きたいんですけども、ことし令和元年6月に浄化槽の一部法の改正が行われたと聞いているんですけども、どういうふうに変ったということかわかりますか。浄化槽の法の一部改正が行われたと聞いているんですけども、具体的に。

○委員長（藤原正夫君） 天野係長。

○環境保全係長（天野 真君） 市町村のほうで合併浄化槽の重点設置エリアのほうを指定できるような形に変更となっております。

○委員長（藤原正夫君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） それはさっき課長が言ったように、区域を広げて、さっき言った浄化槽台帳の整備も今後行っていくということなんですか。それで、さっきちょっと話を聞いていて思ったんですけども、そういうことでよろしいですか。

○委員長（藤原正夫君） 天野係長。

○環境保全係長（天野 真君） そちらの指定のほうが県のほうの許可をいただいて指定をするという内容になっていまして、うちはそれとは別に台帳を整備させていただいている状況であります。

○委員長（藤原正夫君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） それと、この清掃という部分なんですけれども、これは何件かというのがわかっているんですか。浄化槽の清掃というか、点検というか。

○委員長（藤原正夫君） 天野係長。

○環境保全係長（天野 真君） 平成30年度の清掃実施件数につきましては226件となっております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で質疑は終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第11号 平成30年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

以上で、認定第11号 平成30年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、認定第8号 平成30年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、下水道課が担当いたします地域し尿処理施設特別会計の決算につきましてご説明申し上げます。

決算書と決算参考資料ナンバー8と、あと指定管理導入施設の実績をお願いいたします。

初めに、事業の概要につきましては、この会計につきましては、主に敷島地区にあります敷島台団地及び松島台団地の下水道処理施設の維持管理を目的とした保守点検などの維持管理料や保険料などの経費となっております。

なお、双葉登美団地につきましては、地元自治会において全て維持管理を行っているため、市からの指定管理料の支出はございません。

次に、施設の概要でございますが、敷島台団地につきましては、昭和47年に竣工いたしまして、想定処理人数2,300人槽で、使用戸数につきましては341戸でございます。松島団地につきましては、昭和56年に竣工いたしまして、想定処理人槽1,380人槽で、使用戸数は265戸であります。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書の267ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございますが、予算現額1,541万8,000円に対しまして、歳入額1,382万7,791円ございまして、歳出額1,346万1,485円となっております。歳入歳出の差し引き額につきましては36万6,306円となっております。

それでは、最初に、決算書の272、273ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細でございますが、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節地域し尿処理施設使用料につきましては、収入済額1,325万7,540円となっております。内容につきましては、敷島台団地341戸及び松島台団地265戸の使用料となっております。

次に、2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金につきましては、収入済額6万4,000円となっております。

次に、3款繰入金でございますが、平成30年度はございませんでした。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金につきましては、収入済額50万5,251円でございます。

次に、5款諸収入、1項貯金利子、1目貯金利子、1節貯金利子につきましては、収入済額1,000円であります。

次に、一番下の段となりますが、雑入につきましては収入はございませんでした。

決算書の268、269ページに戻っていただきまして、収入合計の収入済額は1,382万7,791円となっております。

続きまして、歳出でございます。

決算書の276、277ページをお願いいたします。決算参考資料につきましては11ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費、01地域し尿処理関係職員費でございますが、支出済額458万9,375円となっております。財源内訳につきましては全て一般財源でございます。内容につきましては、下水道課職員1名分の人件費でございます。

その下、02地域し尿処理施設維持費であります。支出済額880万7,110円が一般財源となっており、その他といたしまして1,000円が貯金利子であります。内容につきましては、松島団地、敷島台団地2カ所の光熱水費、保守点検委託料などがございます。保守点検につきましては、松島団地が株式会社クリーン環境センター、敷島台団地が山梨水処理技研株式会社でございます。点検内容につきましては、各処理機材や沈殿槽、またブローポンプな

どの定期点検と放流水の水質検査をそれぞれ年4回実施しております。

次に、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金、01地域し尿処理施設基金積立金でございますが、支出済額6万4,000円で、財源内訳につきましては、その他といたしまして基金積立金でございます。

次のページをお願いいたします。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、01予備費につきましては、支出はございませんでした。

決算書の279ページをお願いいたします。

ここで財産に関する調書のご説明を申し上げます。

地域し尿処理施設基金であります。30年度に6万4,000円の積み立てをいたしまして、平成30年度末の現在高は3,757万6,000円となっております。

最後になりますが、別添資料、指定管理者導入施設の実績についての18、19ページをお願いいたします。

施設名が双葉登美団地地域し尿処理場であります。指定管理及び施設の概要でございますが、まず指定管理者名が双葉登美団地汚水処理施設管理組合でございます。指定期間が平成18年4月1日から始まり、平成28年3月末に更新をいたしました。現在は、令和3年3月31日までとなっております。建設年月日でございますが、昭和63年3月で、既に31年が経過しております。対象人員につきましては、800人槽の浄化槽となっており、利用状況でございますが、加入世帯数が166世帯で、市からの指定管理の支出はございません。

次のページをお願いいたします。

平成30年度の収支決算の状況であります。収入の部の主なものといたしましては、使用料収入でございます。収入合計の収入済額は1,521万2,475円であります。支出の主な内容といたしましては、修繕費、委託料、光熱水費でありまして、支出済額の合計は1,338万7,969円あります。収入済額から支出済額を引いた差引残高につきましては182万4,506円で、翌年度へ繰越金となります。運営につきましては、166世帯の使用料月額2,500円で運営している状況でございます。

以上で地域し尿処理施設特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は建設経済常任委員会です。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 敷島台と松島のほうは、保守点検の今ちゃんとどこの会社が点検していて、水質検査はこんなふうに行っているというのがありましたけれども、こちらの登美団地のほうは、それは書いていないんですけども、そこは大丈夫なんだろうけれども、そういうことも本当は書いていただけると、同じように書いていただけるといいのかななんて思ったんですけども、その部分はどうか。

○委員長（藤原正夫君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変申しわけございません。登美団地につきましては、双葉登美団地汚水処理施設管理組合ということで、そちらのほうにお任せをしておりますので、うちのほうで、実際具体的にどこの業者を使ってそういう細かい維持管理を行っているかというのは把握してございません。申しわけございません。

○委員長（藤原正夫君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうは言いますが、指定管理者導入施設の実績ということで、こういうちゃんときちつきょうの決算委員会にもものっているわけですから、やっぱりそういったことも比較してみればわかるわけですから、やっているとは思いますが、きちっと記載するべきだと私は思います。やっぱり市民の命を預かるわけですから、命というか、やっぱり処理施設のこういったこともありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 今後、そういったことも記載できるように調査したいと思います。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） お聞きしたいのですが、ことは、もう敷島団地のほうは下水がもう終わって、これは30年度で敷島台は終わったということですか。

○委員長（藤原正夫君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 下水道の本管工事につきましては、敷島台団地につきましては平成30年度で全て完了してあります。今年度につきましては、各戸の接続をお願いしている状況でありまして、皆さん、住んでいる方の全ての方の接続のお願いということで回ったところ、皆さんの了解は得られているところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 松島団地は、今後この下水のほうの計画というか、そういうものはあるんですか、今後。

○委員長（藤原正夫君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 松島団地につきましては、自治会からの要望等により、今後、下水道の計画に含めていくかどうかを検討していく段階になっております。し尿処理施設と下水道の事業を両立するわけには、経費がかかってしまったり使用料の問題もありますので、住民全員の同意等があれば、下水道事業に切りかえるという方向で進めさせていただくように、自治会長とも相談をさせていただいております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 確認で、今後、自治会と、当然その住民の理解がないとできないんだけれども、市としたら、そういう方向で今後進めていくという方向で理解してよろしいんですね。

○委員長（藤原正夫君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 施設も大分古くなっておりますので、自治会とも協力しながら下水道への切りかえという形で進めさせていただきます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第8号 平成30年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第8号 平成30年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

次に、認定第9号 平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続き、よろしく願いいたします。

農業集落排水事業特別会計の説明をさせていただきます。

決算書と決算参考資料ナンバー8と決算審議資料をお願いいたします。

まず、事業の概要でございますが、甲府市の平瀬浄水場北部に位置します吉沢寺平地区におきましては、水質保全を目的といたしまして平成6年度に農業集落排水処理施設を建設いたしました。現在は、主にその施設の維持管理を行っております。

次に、施設の概要でございますが、施設名が寺平地区浄化センターでございます。平成7年7月に供用開始をし、処理区域面積は3ヘクタールでございます。使用戸数は38戸、使用人数が93人となっております。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書の281ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表をごらんください。

予算現額1,255万6,000円に対しまして、歳入額1,190万6,802円となっており、歳出額1,170万8,532円であります。歳入歳出の差し引き額でございますが、19万8,270円であります。

最初に、歳入でございますが、決算書の286、287ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目農業集落排水施設維持管理負担金、1 節農業集落排水施設維持管理負担金であります。収入済額113万4,000円で、寺平地区浄化センター保守点検委託料の2分の1を甲府市が負担していただいている収入でございます。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、1 節農業集落排水下水道使用料であります。収入済額121万9,834円となっております。内容につきましては、使用世帯38戸分の下水道使用料でございます。使用料金の状況でございますが、おおむね1世帯当たりの基本料金が税込みで2,160円、1人当たりの使用料が237.6円でございますので、4人世帯となりますと1カ月おおむね3,110円の試算となります。その他、過年度の滞納分の使用料につきましては9,450円となっており、現在、分納誓約書等の取り交わしにより納入をお願いしているところでございます。

次に、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金でございますが、収入済額936万3,000円で、事務費繰入金と公債費繰入金でございます。

次に、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金でございますが、収入済額18万9,968円であります。

次に、5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、1 節雑入につきましては、収入はございませんでした。

決算書の282ページ、283ページをお願いいたします。

平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の右のページ、2列目の収入済額につきましては、歳入合計が1,190万6,802円となっております。

続きまして、歳出でございます。

決算書の288、289ページをお願いいたします。決算参考資料ナンバー8につきましては13ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、01農業集落排水施設維持管理事業につきましては、支出済額406万4,588円となっております。財源内訳につきましては、その他の172万円は一般会計繰入金でございます。内容につきましては、浄化センターの光熱水費、保守点検委託料などがございます。保守点検につきましては、有限会社ケイツーメンテナンスが行っております。点検内容といたしましては、各処理機材や沈殿槽、またブロワーポンプ等の定期点検と放流水の水質検査をそれぞれ年4回実施しております。

次に、2款公債費、1項公債費、1目元金、01元金につきましては、支出済額613万8,204円となっております。財源内訳につきましては、その他といたしまして613万8,000円は一般会計繰入金で、残りの204円が一般財源でございます。内容につきましては、準公営企業債10件分の償還元金でございます。

決算参考資料の次の14ページをお願いいたします。

2款公債費、1項公債費、2目利子、01利子につきましては、支出済額150万5,740円となっております。財源内訳につきましては、その他の150万5,000円は一般会計の繰入金でございます。残りの740円につきましては一般財源となっております。内容につきましては、準公営企業債10件分の償還利子であります。

次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費、01予備費につきましては、予備費からの充当はございませんでした。

資料変わりました、別冊の決算審議資料の17ページをお願いいたします。

平成30年度末の決算状況の表でございます。

下の地方債現在高の表であります。30年度中に613万8,000円の償還をいたしまして、30年度末の地方債現在高は3,229万5,000円となっております。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第9号 平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第9号 平成30年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

次に、認定第10号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

まず初めに、歳入について一括で説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、下水道事業特別会計の説明をさせていただきます。

決算書と決算参考資料ナンバー8と決算審議資料をお願いいたします。

まず、事業の概要でございますが、この下水道事業につきましては、昭和61年に事業認可を受け、平成5年より一部供用開始をいたしております。平成30年度末の整備状況でございますが、処理区域面積、整備面積が1,250.8ヘクタールでございます。そのうちの平成30年度に整備した面積が15.9ヘクタールでございます。全体計画1,799ヘクタールに対しましての整備率につきましては69.5%という状況でございます。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書の291ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

予算現額23億97万9,000円に対しまして、歳入額22億7,228万8,914円となっており、歳出額22億6,970万879円であります。歳入歳出差引額につきましては258万8,035円であり、翌年度へ繰り越すものでございます。

最初に、歳入でございます。

決算書の296、297ページをお願いいたします。

歳入の決算事業別明細でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金、1節受益者負担金でございますが、収入済額4,625万700円でありまして、収入未済額につきましては44万2,000円であります。この受益者負担金でございますが、供用開始された地区の土地に対しまして、1平方メートル当たり310円を掛け、4期5年の20回をお願いしているものでございます。30年度の収納率につきましては99.05%であります。

次に、2節の過年度分でございますが、収入済額56万2,800円で、不納欠損額529万6,931円、収入未済額696万6,100円であります。不納欠損につきましては、死亡、行方不明、また生活の困窮、競売などが主な理由となっております。該当者につきましては65人であります。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1節下水道使用料でございますが、収入済額5億952万1,688円となっており、収入未済額が746万4,550円であります。収納率につきましては、98.56%となっております。

次に、2節過年度分でございますが、収入済額は706万8,744円で、不納欠損額が53万3,000円、収入未済額は229万4,177円となっております。この不納欠損であります。主な理由といたしましては、先ほどと同じような行方不明、生活の困窮、死亡などとなっております。該当者につきましては167人であります。

次に、2項手数料、1目手数料、1節手数料につきましては、収入済額151万5,000円となっておりまして、排水設備の確認検査手数料1件2,000円の665件分の133万円と、排水設備指定店の登録手数料1件1万円、16件分の16万円であります。

次に、2節の督促手数料につきましては、収入済額2万5,000円で、1件100円の250件でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業交付金、1節公共下水道費交付金につきましては、収入済額1億2,500万円となっており、うち公共下水道費交付金の収入済額1億1,250万円につきましては、補助基準額の2億2,500万円の50%の額となっております。また、社会資本整備交付金の収入済額につきましては1,250万円でございます。これにつきましては、マンホールトイレシステムの設置工事及び設計委託料等であり、補助基準額2,500万円の50%の額となっております。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金につきましては、収入済額11億2,183万9,000円となっており、内容につきましては、職員給与

費、事務費、流域下水道建設改良費、公債費等の繰入金でございます。

次のページ、決算書の298、299ページをお願いいたします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金でございますが、収入済額2,087万2,038円でございます。

次に、6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、1節延滞金につきましては、収入はございませんでした。

次に、2目過料、1節過料につきましては、収入済額2万円で、排水設備工事における開始届遅延など1件の過料を徴収したものでございます。

次に、2項雑入、1目雑入、2節管渠移設補償料につきましては、収入済額83万8,944円で、これにつきましては、県道拡幅工事に伴う移設補償料等でございます。

同じく3節雑入につきましては、収入はございませんでした。

次に、7款市債、1項市債、1目下水道事業債、1節流域下水道事業債は、流域下水道建設負担金に伴います借り入れ分で、収入済額につきましては3,650万円となっております。

同じく2節公共下水道事業債につきましては、収入済額4億230万円となっております。

以上、一番下の行になりますけれども、歳入合計の収入済額につきましては22億7,228万8,914円となっております。

資料変わりました、別冊の決算審議資料18ページをお願いいたします。

下の地方債現在高の表でございますが、30年度中に4億3,880万円の借り入れを行い、9億7,314万4,000円を償還いたしましたので、30年度末の地方債の現在高は134億660万5,000円となっております。借り入れ件数につきましては298件となっております。

決算書292ページ、293ページに戻っていただきまして、平成30年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算書であります。

一番下の行、歳入合計の収入済額につきましては22億7,228万8,914円となっております。

以上で下水道事業特別会計の歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。所管は建設経済です。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、次に、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで歳入についてを終了します。

次に、歳出について一括で説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 続きまして、よろしく願いいたします。

歳出でございます。

決算書は300ページから303ページになります。決算参考資料につきましては15ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、01下水道関係職員費でございますが、支出済額6,154万2,210円となっており、財源内訳につきましては、その他といたしまして一般会計繰入金の6,154万2,000円と、端数の210円につきましては一般財源となっております。内容につきましては、下水道課職員8名分の人件費でございます。

同じく03下水道総務事務費でございますが、支出済額3,657万5,406円となっており、財源内訳につきましては、市債の1,510万円は公共下水道事業債であり、その他といたしまして一般会計繰入金の534万5,000円と、1,613万406円は一般財源となっております。主な内容といたしましては、6 段目になりますが、令和2年度の公営企業会計移行に伴います公営企業会計移行業務委託、その3つ下の下水道部長給与等負担金、そして最後の行になりますが、消費税及び地方消費税の納付金につきましては、前年度の精算金と及び当年度予定納税分の中間納付分となっております。

次に、04受益者負担金徴収費であります。支出済額が563万1,880円につきまして全て一般財源でありまして、主な内容につきましては、一括納付報奨金と郵送料等であります。この受益者負担金につきましては、年4回5年の20回分割であります。5年分を一括に納付しますと19.2%、4年分を一括納付いたしますと15%と、5年から1年の年分に応じて報奨金を交付しているものでございます。

次に、05下水道使用料徴収費でございますが、支出済額5,052万2,505円となっております。財源内訳につきましては全額一般財源となっております。主な内容につきましては、下水道使用料の徴収委託経費でございます。竜王・双葉分につきましては甲斐市上水道課へ、敷島地区につきましては甲府市上下水道局へ委託しているものでございます。

次に、2款事業費、1項流域下水道費、1目流域下水道費、01流域下水道建設費であります。支出済額3,961万265円となっており、財源内訳につきましては、市債といたしまして流域下水道事業債の3,650万円と、その他の一般会計繰入金の311万円、残り265円につきましては一般財源となっております。この事業につきましては、釜無川流域関連の4市3町による負担金により運営されているものでございまして、負担率につきましては計画汚水量と計画処理人口により算出され、甲斐市の負担率につきましては全体の27.9%でございます。

同じく02流域下水道維持管理費でございますが、支出済額3億4,574万8,006円となります。財源内訳につきましては全て一般財源となっております。内容につきましては、流域下水道に支払う維持管理負担金で、こちらも山梨県により計画汚水量に単価63円を掛け、さらに消費税を加算した額から前年度の余剰金などを控除した額が算定されているものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款事業費、2項公共下水道費、1目公共下水道費、01公共下水道建設費でございますが、支出済額4億6,462万2,993円となっており、財源内訳につきましては、国・県支出金の1億2,500万円は社会資本整備総合交付金で、市債の3億620万円は公共下水道事業債で、残り3,342万2,993円は一般財源となっております。主な内容でございますが、管渠布設工事を17工区、総延長3,467メートルの整備費と設計業務委託、またマンホールトイレシステムの設置工事及び委託業務においては総合地震対策計画や地域再生計画など、計画策定の業務委託を行っております。また、工事の際、支障となります下水道管の移設補償料でございますが、竜王・双葉地区につきましては甲斐市上水道課に、敷島地区につきましては甲府市の水道局に計12カ所の移設補償を支出してございます。

次に、02公共下水道維持管理費でございますが、支出済額2,587万1,513円となっており、財源内訳につきましては、その他といたしまして一般会計繰入金が111万8,944円であり、2,475万2,569円が一般財源となっております。主な内容といたしましては、市内21カ所のマンホールポンプの電気料と維持管理の委託料、下水道台帳管理システムの保守委託料、経年劣化管渠や前年度施工分の管渠を対象といたしましたテレビカメラ調査による委託料などでございます。

次の18ページをお願いいたします。

3款公債費、1項公債費、1目元金、01元金でございますが、支出済額9億7,314万

4,221円となっており、財源内訳につきましては、市債の8,100万円の公共下水道事業債と、その他といたしまして一般会計繰入金の8億9,214万4,000円であり、残り221円が一般財源となっております。内容につきましては、下水道事業債の償還元金でございます。

次に、3款公債費、1項公債費、2目利子、01利子でございますが、支出済額2億6,643万1,880円となっております。財源内訳につきましては、その他といたしまして一般会計繰入金が1億5,941万8,000円で、残り1億701万3,880円が一般財源となっております。内容につきましては、下水道事業債の償還利子と一時借入金の利子でございます。

最後に、4款予備費、1項予備費、1目予備費、01予備費につきましては、予備費の支出はございませんでした。

以上で下水道事業特別会計の歳出の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 15ページの公営企業会計移行業務委託、これ3年目というんだけど、これ何年やるんですか、これは、公営企業。

○委員長（藤原正夫君） 森川係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） こちらにつきましては、28年度から30年度までの事業で、昨年在3年目ということで30年度で終わりということになっております。

○委員長（藤原正夫君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは委託をするんだけど、これに関する内容的にはどんなことをあれしたんだっけ。

○委員長（藤原正夫君） 森川係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） 委託の内容としましては、基礎の調査、法適用の基本計画、あと資産の算定、あと会計処理等の移行に関する業務の内容となっております。

○委員長（藤原正夫君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これで全て、この会計処理のこれについては終了するということですか。そういうことね。

○委員長（藤原正夫君） 森川係長。

○下水道総務係長（森川嘉亮君） 今年度が、こちらの決算書にありますように、15ページの下の2番目、企業会計システム共有負担金というのがございますが、これはシステムのカスタマイズをする作業ということで、それを今、ことしやっているような状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） このことに関して公営企業会計に関することで、またその費用は継続的に何か支出は出てくるということですか。

○委員長（藤原正夫君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） お答えいたします。

移行についての費用はもうことしで終わりです。ただ、上水道のシステムを使わせていただきますので、そちらの負担金は今後同じような形で出てくると思います。

以上です。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 17ページの下水道建設費ということで、ことしは17工区やったということで、ちょっと確認だけだね、さっき言ったかもしれない、全体の30年度で何%なのか、69.5だったかな。69.5と確か言った、そうだね。そうすると、あと約30%残っているんだけど、今のこの毎年のこの予算とか、そんなに特別変わるわけじゃないけれども、全体の終了時期というか、一応見込みというのはいつごろ、市として。

○委員長（藤原正夫君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 下水道事業の終了時期になりますが、平成27年度に生活排水処理施設整備構想アクションプランを策定いたしまして、そのプランの中では、平成47年、令和17年度になりますが、こちらで汚水処理率100%ということで、下水道の処理の最終年度と目標としております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 令和17年に一応完了するというので、今それを計画、大体予定どおり進んでいると、30年度では進んでいるということですか。

○委員長（藤原正夫君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 国の交付金の予定などもありまして、多少減額される年もあるんですけども、ほぼ計画どおりということで進んでおります。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

これで歳出について終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第10号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第10号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。ここで休憩しましょう。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時14分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、認定第7号 平成30年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） お疲れさまです。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、甲斐市簡易水道事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。

簡易水道事業は、本市の北部地域3地区の水道事業を行っているものです。平成30年度末の状況ですが、給水人口は935人、前年度末に比べますと50人の減となっております。

それでは、決算書253ページをお願いいたします。

決算総括表でございます。

予算現額9,334万7,000円、歳入額9,430万7,653円に対し、歳出額9,234万3,215円で、残額が196万4,438円となり、翌年度への繰り越しとなります。

それでは、歳入でございます。

決算書の258、259ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道負担金、1節加入金は、13ミリの新規加入金が1件あり、収入済額4万3,200円です。

2節工事負担金372万6,000円は、市道下芦沢線道路改良工事に伴う配水管布設がえ工事にかかわる負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、1節簡易水道使用料1,747万1,577円は、3地区合わせて516戸の使用料でございます。収入未済額の15万8,011円でございますが、19戸の未納がございましたが、現在、12戸徴収いたしまして、残り7戸となっております。収納率は99.1%です。なお、使用料の調定額は、前年度と比較いたしまして約44万3,000円の増額となっております、給水人口は減少しましたが、昨年の猛暑により微増したと考えられます。

2項手数料、1目簡易水道手数料、1節簡易水道手数料1万8,700円は、給水工事の申請に伴う手数料1件1万円及び使用料の督促手数料100円が87件ありまして、その合計でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の収入済額6,157万2,456円でございますが、こちらは職員給与、事務費、建設改良費及び公債費への繰入金となっております。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の17万4,720円は、前年度からの繰越金です。

7款諸収入、1項預金利子、次ページになります1目預金利子、1節預金利子1,000円は、配当された預金利子です。

2項雑入、1目雑入、1節雑入はございませんでした。

8款市債、1項市債、1目簡易水道事業債、1節簡易水道事業債の1,130万円は、公営企業会計への移行に伴う事務員に充てる市債180万円、平成30年度3本の機械等更新工事費に充てる市債950万円です。

歳入合計、収入済額9,430万7,653円となります。

引き続き、歳出をお願いします。

決算書は262ページからとなりますが、決算参考資料ナンバー8の2ページをお願いします。

1款事業費、1項事業費、1目一般管理費、ナンバー01一般管理関係職員費、支出済額659万9,321円、財源内訳のその他は一般会計繰入金です。事業内容は、関係職員1名分の人件費となっております。

ナンバー02一般管理費、支出済額3,696万3,438円、財源内訳は、市債1,130万円、その他978万900円は一般会計繰入金、工事負担金及び手数料となっております。一般財源の1,588万2,538円は、簡易水道使用料、繰越金及び諸収入であります。事業内容につきましては、施設の電気料、漏水等修繕料、電話回線使用料等で1,264万9,025円。委託関係ですが、通年の業務としての水質検査、施設保守点検、検針委託等で863万3,413円。工事関係は、吉沢水源取水ポンプ更新工事、市道下芦沢線道路改良工事に伴う配水管布設がえ工事ほか2件の工事を行い1,329万4,800円。簡易水道協会への負担金、水道事務所の間借りをしておりますので、その事務費負担金及び消費税の納入として55万200円。簡易水道事業の公営企業移行に伴う会計システム改修業務負担金として183万6,000円を支出したものです。

続きまして、2款公債費、1項公債費、1目元金、ナンバー01元金、支出済額3,892万5,190円、財源内訳のその他は一般会計繰入金です。内容は、簡易水道事業債7件の元金償還金であります。平成30年度末の残額は2億8,503万円となっております。

2款公債費、1項公債費、2目利子、ナンバー01利子、支出済額985万5,266円、財源内訳のその他は一般会計繰入金です。内容は、元金と同様、簡易水道事業債7件の償還金利子であります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、ナンバー01予備費につきましては、支出がございませんでした。

以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。所管は建設経済常任委員会です。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 2ページの一般管理費の中で、漏水等修繕とあるんだけど、これというのは件数と金額というのはどのぐらいかかっているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤係長。

○給水係長（小澤裕一君） まず件数でございますが、5件ありまして、103万円かかっております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この件数に関しては、今までの経過の中で大体どのぐらい過去の、毎年5件ぐらい出ているんですか、件数、直近の。

○委員長（藤原正夫君） 小澤係長。

○給水係長（小澤裕一君） 29年度でいいますと13件出ておりまして、29年度、13件出ております。

○委員（内藤久歳君） そうすると、前年度に比べてちょっとこの支出が多いんだけど、結局この件数が多い分がそこにのっかったという感じかな。

○委員長（藤原正夫君） 小澤係長。

○給水係長（小澤裕一君） お答えいたします。

こちらの額が多い理由なんですけど、清川浄水場の浄水濁度計が故障してしまいまして、それが324万円ほどかかっておりまして、それでここの額が多くなっております。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 前年度が13件で、その漏水のあれが13件で、5件ということで、じゃ、その辺の件数に関する費用のあれというのは、じゃ、前年度、前年度のことを聞いてもあれだけでも、前年度のあれは金額的に比較はどうなっているのか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤係長。

○給水係長（小澤裕一君） すみません、データが漏水の修繕と施設修繕を合わせまして223万円ほどの修繕がかかっております。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、次に、所管以外の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第7号 平成30年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

以上で、認定第7号 平成30年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了します。

次に、認定第12号 平成30年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を議題とします。

なお、水道事業報告書及び水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、水道事業報告書及び水道事業決算書について一括で説明をお願いいたします。
古屋上下水道部長。

○上下水道部長（古屋正彦君） 長時間にわたり大変お疲れさまです。

最後の事業会計になりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、水道事業会計の平成30年度決算関係につきまして報告をさせていただきます。
まず、私のほうから、お手元の資料をもとに決算事業の概要について報告させていただき、次に、課長のほうより詳細につきまして説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。
それでは、お手元の平成30年度甲斐市水道事業決算書の13ページをお願いいたします。
上から平成30年度甲斐市水道事業報告書の1、概況（1）総括事項になります。

まず、事業状況についてであります。本市の水道事業につきましては、質のよい水を供給する安全な水道、災害等に強い施設整備を行う安定性の高い水道、将来にわたり財政基盤等を考慮した持続可能な健全経営の3つを主要課題としました第2次水道ビジョンに基づきまして、計画的に事業展開を行っているところであります。また、将来的な給水人口の減少等に伴い、給水収益の減少が想定される中、施設の老朽化等による増大する更新事業に対応するため、甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画を28年度に策定し、経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

建設改良事業のうち、配水管整備事業では、地震対策といたしまして基幹管路の耐震化工事を609.1メートル施工し耐震化を図り、30年度末まで耐震化率は85.2%となっております。老朽配水管の布設がえといたしましては、下水道管渠整備との同時施工により1,892.70メートルの布設がえを行ったところでございます。また、新たに配水管496.70メートルの布設を行い、普及率は全国平均を上回る98.87%となっております。

施設整備事業では、竜王配水場の配水ポンプ更新工事、菖蒲沢水源及び第11水源貯水ポンプ更新工事、駒沢配水場分水流量計及び水位調整弁改修工事等を実施したところでございます。

一方、水道料金収納等業務及び水道施設運転管理等業務委託につきましても引き続き行うなど、経費の削減、より効率的な運営に取り組んでいるところであります。

続きまして、給水状況でございますが、水道料金の対象となる水量、年間有収水量につきましては598万1,472立方メートルとなり、前年度に比べ2万4,620立方メートルの減少とな

っております。一般家庭使用量では、前年度より2万4,798立方メートルの減少となっております。使用料につきましては、昨年度は微増に転じましたが、平成25年度から減少し、最も落ち込んだ平成26年度には11万4,404立方メートルもの減少となりましたが、平成27年度以降は2万5,000立方メートル以下の減少量に落ち着いています。本市では、宅地開発やアパート建設により給水人口、給水栓数は増加しているものの、節水器具の普及や節水意識の高まり等により給水量が減少したと考えられます。

14ページをお願いいたします。

なお、給水人口につきましては、前年度より147人増の5万5,429人、給水栓数につきましては376栓増の2万4,739栓となっている状況であります。

次に、経営状況でございます。

アの収益的収入及び支出ですが、まず収益的収入は、給水収益6億3,587万8,425円を初め、長期前受金戻入、その他営業収益、負担金などで総額は8億6万7,233円で、前年度より643万5,351円の増となりました。

一方、収益的支出につきましては、営業費用6億6,950万9,862円のほか、営業外費用、特別損失で総額は6億7,502万3,401円で、前年度より828万2,947円の減となり、1億2,504万3,832円が純利益となっております。また、経常利益につきましては1,499万3,852円の増額の1億2,538万4,746円となっております。

次に、イの資本的収入及び支出になります。資本的収入につきましては、工事負担金3,933万5,094円と加入金3,948万4,800円で、総額は7,881万9,894円で、前年度より約1,797万円増額となっております。

これに対して資本的支出につきましては、配水管布設工事等の建設工事費や配水管布設がえ工事等の改良工事費1億9,831万9,320円のほか、固定資産購入費、企業債償還金などで総額は3億1,537万4,313円で、前年度より約3,870万円の減となりまして、収入に対して不足する額2億3,655万4,419円につきましては、損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額により不足額を補填したものであります。

次に、ウの消費税及び地方消費税ですが、平成30年度消費税額は料金収入等の借り受け消費税等5,637万8,356円に対し、建設工事等の仮払消費税等4,208万6,530円を減額し、これに特定収入仮払消費税等224万488円と消費税調整分211万4,586円を加えますと1,864万6,900円の消費税等の納付税額となり、前年度より469万1,200円の増額となっております。

最後に、資料はありませんが、経営の状況としましては、累積欠損金もなく料金回収率は

110.42%であり、経営に必要な経費を料金で賄うことができる健全な経営状況であると考えます。また、今後も人口や水需要の動向を踏まえるとともに、第2次水道ビジョン等に基づき計画的に施設の更新等を行い、効率的な経営に努めていく必要があると考えております。

以上で平成30年度甲斐市水道事業報告書、(1)総括事項について説明を終わりますが、決算の詳細につきましては、この後、課長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 続いて、望月上水道課長。

○上水道課長（望月新路君） それでは、引き続きまして、決算書15ページをお願いいたします。

(2) 議会議決及び認定事項でございますが、平成30年度補正予算が2件、平成29年度決算の認定それから条例の一部改正が2件及び平成31年度の当初予算がございました。

2の工事につきまして、(1)建設改良工事の概況でございます。

一番上の欄、配水管布設工事は、新規に配水管を布設したものでありまして、H I V Pの硬質塩化ビニール管を496.7メートル布設したものであります。主な場所は、玉川万才線、竜王南児童館の南西付近であります。そのほか、岩森地内の梨北病院付近に布設しております。

次に、配水管布設がえ工事は、同じくH I V P硬質塩化ビニール管、D I Pダクタイトル鉄管を合計509.8メートル布設がえをいたしました。主な場所は、富竹新田地内のフォレストモール東、それから下今井地内、イツモアの南の道路のほうに布設がえを行いました。基幹管路耐震化工事は、D I Pダクタイトル鉄管等を609.1メートル布設したもので、場所は、双葉地区の笠石配水池と双葉体育館を結ぶ区間、それから竜王地区、片瀬配水池から三枝病院へ結ぶ区間の工事のほうを進めました。下水道受託工事は、主にH I V P等1,382.9メートル布設がえいたしました。

16ページをお願いいたします。

量水器取りかえの概況でございますが、検定満了によりまして13ミリから75ミリまで合計3,335個の取りかえを行いました。ちなみに昨年は3,583個でしたので、248個少なかったこととなります。

(3) 漏水修理の概況ですが、本管が13カ所、給水管が68カ所、制水弁はなくて、合計81カ所の漏水修理のほうを行いました。昨年度と比較しますと、本管、給水管、制水弁とも減少しておりまして、全体といたしましては53カ所、昨年に比べれば減少となっております。

ます。

17ページをお願いいたします。

3、業務、（1）業務量でございます。

期末給水人口は5万5,429人ございまして、昨年度より147人の増加となっております。期末給水栓数は2万4,739栓となり、こちらも376栓の増加となっております。給水人口は、水道ビジョン及び経営戦略等で減少に転ずると予測されておりますが、新規の住宅及びアパート等の建築が好調であり、緩やかな増加となりました。

配水量ですけれども、配水量の上の基幹ですが、681万2,872立米で、昨年と比べますと13万1,296立米の減少となっております。また、有収水量も598万1,472立米で、こちらも2万4,620立米の減少となっております。これは給水人口及び給水栓数の増加にもかかわらず減少しているということは、節水器具の普及や節水意識の高まり等によるものだと考えております。

（2）事業収入に関する事項であります。この金額は税抜きの金額となっております。営業収益は6億8,739万7,969円で、前年度と比較しますと344万3,282円の減額となっております。これは、先ほども述べましたが、有収水量の減少が原因と考えられます。営業外収益は1億1,266万9,264円で、こちらは987万8,633円の増額となっております。こちらは下水道事業及び簡易水道事業の企業会計化に伴うシステムの構築として負担金約475万円、それから長期前受金の戻入で447万円増額したことが要因であります。特別利益につきましては、ございませんでした。よって、合計額は8億6万7,233円で、前年度より643万5,351円の増額となりました。

（3）の事業費に関する事項ですが、営業費用は6億6,950万9,862円で、前年度より748万2,721円減額しています。これは、配水及び給水費の経費の節減及び漏水修繕、減価償却費が減少したことが大きな要因となっております。検満時の漏水修繕が約550万円の減額、マイナスですね、減価償却費が260万円少なくなっております。営業外費用は517万2,625円で、こちらも減少しております。特別損失は34万914円で、昨年度より増加していますが、これは漏水減免等による過年度還付金13件があったことによるものです。よって、合計額は前年度より約830万円少ない6億7,502万3,401円となりました。

なお、（2）事業収益の合計から（3）事業費の合計を引いた1億2,504万3,832円が損益計算書の当年度純利益となるものです。

18ページをお願いします。

4、会計、(1)重要契約の要旨、工事関係で1件300万円以上の契約を行ったものの一覧となっております。1は、配水管布設がえ工事の設計業務委託です。2から4につきましては、基幹管路の耐震化工事3件です。5、6が水道事業単独で行った配水管布設工事です。7から9までが配水管布設がえ工事3件です。10から17までが下水道事業の関連で行った配水管布設がえ工事8件です。18から22までが施設整備に係る減圧弁の更新及び取水ポンプなどの機械器具の更新工事5件です。

19ページをお願いします。

(2)企業債の概況ですが、年度当初現在高8,881万6,368円より2,947万3,949円償還いたしまして、年度末現在高は5,934万2,419円となっております。内訳は、財務省財政融資資金2件の償還が完了しましたので、残りは財務省財政融資資金が4件、それから公営企業金融公庫が2件となっています。

5、附帯事項、(1)給水工事の概況ですが、新設工事が294件、増設改造が97件、その他開発等になりますが59件、合計で384件でありました。昨年度よりは89件増加しております。

それでは、前のページに戻っていただいて、1ページ、2ページをお願いします。

決算報告書、こちらは税込みの表記となっております。

(1)収益収入及び支出になります。

まず、収入です。

第1款水道事業収益、決算額8億5,352万789円、内訳としまして、第1項営業収益決算額7億4,066万163円で、昨年度に比べ約180万円減収となりました。給水収益が減収となったのが要因です。

第2項営業外収益、決算額1億1,286万626円、こちらは昨年度に比べ約990万円増収となっております。主な要因としましては、他会計からの負担金が約500万円、長期前受金戻入が約406万円の増収によるものです。

第3項特別利益はございませんでした。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用、決算額は7億1,231万8,637円でございます。内訳は、第1項営業費用、決算額6億9,024万5,517円で、不用額は機械設備の維持管理業務を委託している株式会社ウォーターエージェンシーさんからの戻入が主なものでございます。これは、電気料が年間通しての電気料が安くおさまったことにより1,300万円ほどの戻入がありました。

第2項営業外費用、決算額2,170万4,939円で、予備費から384万7,000円、営業費から292万1,000円の流用をしておりますが、消費税の納入額の増加に対応したものでございます。消費税は1,864万円を支払いました。昨年に比べますと約470万円ほどの増となっております。

第3項の特別損失の決算額は36万8,181円でした。

収支につきましては、1億4,120万2,152円となっております。

内容につきましては、決算参考資料ナンバー8の4ページをお願いします。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費、支出済額8億5,207万1,511円、財源は一般財源、水道使用料等であります。事業の概要は、施設の運転管理等の業務委託費及び施設維持修繕費、峡北水道企業団より日量950立米受水しておりますので、その受水費、あとは諸経費等でございます。

ナンバー02配水及び給水費、支出済額7,746万4,107円、財源のその他12万円は、一般会計からの補助金、児童手当分であります。あとは使用料等の一般財源です。事業概要でございしますが、施設工務、給水関係職員6名の人件費になっております。検定満了量水器取りかえ、それから休日夜間待機業務委託、こちらにつきましては甲斐市の管工事協同組合のほうにお願いしております。消火栓点検業務委託は、消防団に委託しているものです。発電機を整備している水道施設9施設の配電軽油入れかえ作業を行い、漏水等修繕関係、それから土木積算システムほかりース料、あと事務経費となっております。

ナンバー03受託工事費ですが、こちらのほうはございませんでした。

5ページをお願いします。

ナンバー04業務及び総係費、支出済額1億3,050万3,295円、財源のその他につきましては、その他の1,044万円につきましては、下水道事業特別会計、簡易水道事業会計からの特別会計からの負担金であります。あとは一般財源です。事業概要でございしますが、昨年、適正な水道料金の見直しについて水道審議会を立ち上げましたので、その水道審議会の委員14名に対する報償、部長及び課長と上水道総務係職員、合計5名分の人件費、それから収納業務委託費、それから料金会計システム経費、簡易水道事業、下水道事業、公営企業化に伴う会計システム改修業務委託、それから料金収納手数料、コンビニ収納経費、こちらは銀行等に支払うものです。印刷製本費、通信運搬費等は、請求書等の印刷とその発送に伴う郵送料でございします。あと庁舎管理、事務経費となっております。

ナンバー05減価償却費、支出済額3億796万4,476円、財源は全て一般財源です。内容は、

有形固定資産減価償却費です。

ナンバー06資産減耗費、支出済額2,224万2,128円、財源は全て一般財源です。内容は、構築物等の除却費です。

ナンバー07その他の営業費用はございませんでした。

6ページをお願いします。

1款水道事業費用、2項営業外費用、ナンバー01支払利息、支出済額304万9,375円、財源は一般財源、水道使用料等でございます。内容は、企業債の利子償還金であります。

ナンバー02災害対策費、支出済額7,764円、財源は一般財源です。内容は、断水時に使用するウォータータンクの出庫分です。6リットル用と10リットル用がございまして、6リットル用を6袋、10リットル用を14袋出庫いたしました。

ナンバー03雑支出につきましては、支出済額900円で財源は一般財源でございます。

ナンバー05消費税、支出済額1,864万6,900円、財源は一般財源です。内容は、消費税を納付したものです。

1款水道事業費用、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損は、支出済額36万8,181円で、財源は一般財源です。内容は、過年度の還付金等です。

ナンバー05その他特別損失は、支出がございませんでした。

7ページをお願いします。

1款水道事業費用、4項予備費、ナンバー01予備費の支出もございませんでした。

それでは、もう一度水道事業決算書の3ページ、4ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出の収入です。

第1款資本的収入、決算額7,881万9,894円、内訳といたしまして、第3項負担金、決算額3,933万5,094円、下水道工事等に伴う工事負担金です。昨年度に比べ約1,600万円増収になりましたが、主な要因としましては、下水道工事に伴う水道管移設の対象となる水道管が比較的新しい管だったため、補償費が高くなりました。

第8項加入金、決算額3,948万4,800円です。昨年度より約173万円増収となりましたが、20ミリ口径以上の新規加入件数の増加がその要因となっております。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、決算額は3億1,537万4,313円となります。内訳は、第1項建設改良費、決算額2億8,590万364円で、補正予算の218万2,000円は新町本線配水管布設工事により増額補正したものです。不用額につきましては、下水道課の都合により工事量が減少したことによります。支出に対し収入が少ないので、その不足する額2

億3,655万4,419円につきましては、下段にお示ししたとおり、留保資金等で補填しております。

それでは、支出の内容でございます。

再び決算参考資料ナンバー8の8ページをお願いします。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費、支出済額1,763万1,594円、財源内訳のその他83万1,600円は、一般会計からの負担金です。内容といたしましては、岩森工区の配水管布設工事設計業務委託、配水管布設工事が3カ所、材料支給工事が1カ所、防災危機管理課からの依頼により消火栓を1基設置いたしました。

ナンバー02改良工事費、支出済額1億9,831万9,320円、財源内訳は、その他3,850万3,494円は下水道工事に伴う工事負担金などで、ほかは一般財源です。事業の概要ですが、配水管布設がえ工事設計業務委託、基幹管路耐震化、水道単独及び下水道関連の配水管布設がえ工事でございます。

ナンバー03量水器費、支出済額69万130円、財源は全て一般財源です。内容は、新規に在庫した量水器401個分の費用です。こちらは取りかえではなく、あくまでも新規に加入いただいたものの量水器の費用でございます。

ナンバー04固定資産購入費、支出済額6,925万9,320円、財源は全て一般財源で、事業の概要は、ポンプ更新工事3基、配水場水位計更新工事1カ所、減圧弁更新工事1カ所、配水場分流量計及び水位調整弁改修工事1カ所の機器の更新工事となっております。

9ページをお願いします。

1款資本的支出、2項企業債償還金、ナンバー01企業債償還金、支出済額は2,947万3,949円で、財源は全て一般財源です。内容は、企業債8件分の元金償還金です。

まことにお手数ですが、再び決算書の5ページをお願いします。

損益計算書になります。

こちらも税抜きの金額となっております。

詳細の説明につきましては割愛させていただきますが、下から4行目になります当年度純利益は1億2,504万3,832円を確保したところであります。営業外収益の増収や、営業費用等を抑えられたため、昨年より純利益約1,470万円多くなりましたが、水道施設の老朽化に伴う更新工事等、今後必要となりますので、健全な経営のためにも収入と支出のバランスを考慮して事業を実施していく考えであります。

あと、6ページ以降のキャッシュフロー計算書、剰余金計算書及び処分計算書、貸借対照

表の説明は省略させていただきますので、後ほどご一読いただきたいと思います。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の質疑を行います。

質疑ありませんか。水道会計はいろいろ難しいので。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、所管以外の委員の質疑を行います。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 水道事業報告書の15ページで、基幹管路耐震化工事、こちらが609メートル10センチですか、ダクタイル鑄鉄管ということなんですけれども、これを終了して、基幹水路の何%が耐震化されたかわかりますか。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 85.2%になっております。距離としまして、あと2,300メートルほど耐震化工事のほうを計画的に進めていく予定であります。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） この調子でいくと6年ぐらいで終了するということですか。

○委員長（藤原正夫君） 土屋係長。

○施設工務係長（土屋史朗君） 工事場所については、すぐできる場所もありますけれども、ちょっと複雑な場所もありますので、また計画を立てながら工事を進めていきたいと思っております。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 震災がいつ起こるかわからないので、ぜひ早くやっていただきたい、要望です。

○委員長（藤原正夫君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞いておきたいですけれども、龍王水、龍王源水という、竜王の水を売るという形で一時台湾へという話があったんですけども、あの事業はちょっと申しわけないですけれども、もう終了したんですか、あれは。計画はないということですか。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 龍王源水につきましては、以前そういう台湾のほうに販路のほうを拡大するというで伺っております。それで、その後、業者さんとの今後の販路拡大について打ち合わせをしたんですけれども、現時点では台湾のほうの水のほうが単価が安いということで、今のところ停滞している状況であります。販路自体のほうは、業者さんのほうでは断ち切ったわけではなくて、情勢が変われば可能性としてはあるのではないかということなんですけれども、現時点では足が停滞しているような状況になります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 30年度には一切この話がなかったというか、進まなかったか、その辺はどうなんですか。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 30年度につきましては、その確認をさせていただいて、特に進めることができませんでした。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、前もちょっと聞いて、台湾のほうが安くてなかなか難しいという話だったけれども、せっかくああやって市長がリーダーに、トップになってトップセールスで台湾へ水をとということで行ったんだよね。せっかくそうやったから、予算かけて行っているんで、何らかの形で実りある事業になればいいと思うんだけど、相手があることなので大変だと思うんですけども、またいろいろな面で、継続しているということね、とりあえず、まだ事業は継続しているということですね。

○委員長（藤原正夫君） 古屋部長。

○上下水道部長（古屋正彦君） おっしゃるとおり、今、今年度につきましては、そういった確認をさせていただいたり、向こうの情勢を見ながらということできせていただきまして、当然継続をしているところでございます。また、今後の動向を見ながら、向こうとの調整をしながら、せっかくの道筋ですので、やっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 参考資料の4ページの配水及び給水費、下から4行目ですか、水道施設発電軽油入れかえ作業委託というのがあります。先ほど聞いたならば、9カ所あるということなだけども、実はその千葉の台風によって電気がとまる、水が来ないという事態があったわけです。この発電軽油というのは自家発電のことでしょうか。それが9カ所、どの辺に置いてあるのか、教えていただきたいんです。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） おっしゃるとおり、自家発電になります。甲斐市の場合、竜王と敷島の地区と分かれておりますが、8カ所につきまして竜王の施設になります。1カ所が双葉の二ツ溜になります。その発電機の軽油を新しいのに入れかえたという形になります。

○委員長（藤原正夫君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、例えば大規模停電になって、電気が全面ストップした。この自家発電を稼働するといったときに、全ての水道が稼働できるんですか。また、稼働したときというか、水が流れたときに、どの程度まで供給できるかということは試算、全部停電した場合とかいろいろあると思うんです。今後の課題とは思いますが、どのくらいもつものなんですか。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） まず、現在の水道施設のことについて説明させていただきますが、水源、基本的に甲斐市の場合はいくみ上げておりますので取水ポンプ、そちらについてはやはり動力が必要になりますので、停電になりますととまります。あと、特に竜王地域につきましては、加圧ポンプ式で各お宅のほうに水道を送っておりますので、その加圧ポンプも基本的には停電になればとまります。ただ、竜王の場合、加圧ポンプの配水池につきましては、玉川配水池を除いて自家発電が整備されておりますので、取水も配水も燃料がある限りは可能となっております。竜王の場合でいきますと、大原と片瀬につきましては、高低差を利用した自然流下になっておりますので、配水につきましては、タンクにある分は送ることができます。大原は、今、発電機がありませんので、タンクにある分だけ。片瀬につきましては、ことし取水ポンプのほうにも発電機を設置しましたので、設置しております、やっておりますので、今度送ることもできる形になります。ですので、竜王地域につきましては、基本的に、今、玉川配水池が発電機がないので、ちょっとあれなんですけれども、ただ、冷間配水池から玉川のほうに送ることが可能となりますので、その取水栓というか、それを開ければ送ることができますので、竜王については全部急にとまってしまうということはちょ

つとないかなと思います。

双葉のほうにつきましては、ほとんど自然流下、加圧ポンプになっているのが東小学校と、あと下今井配水池、それから竜地の二ツ溜配水池になっております。自然流下ですので、基本的に双葉の場合は、タンクに配水池にあるものについては供給はできます。ここでいう双葉東小と下今井につきましては、発電機が整備されていませんのでとまってしまいますが、菖蒲沢配水池のほうから連絡管で送ることができます。

今そのような状況で、今後、特に玉川の配水池、それから双葉でいうと下今井の配水池、それから双葉東小の配水池につきまして、計画的に発電機のほうを整備するなり、あとは可動式の発電機の購入を検討しておりまして、2トン車に載せて移動してくみ上げて、また移動してというような形もとれたらなと思っております。

あと、甲府地域ですね、敷島の部分につきましては、甲府のほうに確認しまして、一応自家発電設備が整備されておりますので、燃料がある限りは供給できると、あとは燃料が足りなくなったら購入して補填するというような形になっております。

あと、どのくらいもつかというのは……

○委員長（藤原正夫君） 課長、後でいいですよ。

[発言する者あり]

○委員長（藤原正夫君） そうしましょう。

[「あと一つだけお聞かせください」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原正夫君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 入れかえますけれども、その駆動するというか、発電機をテストで大丈夫かということで稼働しますよね、それぞれの職員さんが何かのときに応じて、そういう検査というのもやっているんですか、それだけ最後に。

○委員長（藤原正夫君） 土屋係長。

○施設工務係長（土屋史朗君） 発電機の点検は行っております。

○委員（五味武彦君） じゃ、あとは資料は、また。

○委員長（藤原正夫君） 今のこれについてはあれですから、また資料を全部、大事なことから。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 説明書の5ページの06の構築物等除却費というのは、2,224万円とい

うかなり大きい、この説明をお願いしたいんです。

○委員長（藤原正夫君） 鷹野係長。

○上水道総務係長（鷹野美穂君） こちらは、構築物などの有形固定資産で、取り壊してしまったものの資産価値を減価償却累計額との差額になりますので、そちらを取り壊してしまったものとの資産価値と、減価償却の累計額の差額が構築物除却費となっております。ちなみに、そちらで去年は取水ポンプ等がございましたが、こちらは資産減耗の去年は棚卸減耗といって棚卸のものとかはなかったんですが、管などで壊してしまったものとかの資産価値と減価償却累計額の差額となっております。

○委員長（藤原正夫君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 申しわけありません、ちょっとよくわからないんですけども。

○委員長（藤原正夫君） 鷹野係長。

○上水道総務係長（鷹野美穂君） 具体的に言いますと、決算書の24ページです。こちらの固定資産の明細書（1）有形固定資産明細書というものがございます。こちらの中の建物から工具・器具及び備品までの、こちらの有形固定資産に関する減耗になっておりますので、当初減少額というところがございます。小計でいきますと8,837万5,870円から減価償却累計額の当年度減少額6,613万3,742円、こちらの差額のことを指しております。

○委員長（藤原正夫君） いや、水道は難しいんだ。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） また勉強させていただきたいと思います。

次のページの災害対策費というのがあって、ウォータータンクの出庫という、断水用6リットル、10リットル、これはどういうふうを使うというか、どういうことなんですか。どこで使う、使ったのか。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） すみません、透明の袋になっている、それは、断水に、一時的に工事を、断水というか、漏水とかで一時的に断水をしなければならないという、そういうときにその近所の方が水を確保したいというご依頼があったときに、それを使っていたかという形で、現在はそんな形です。

あと、災害のときに、うちの在庫にある限りはお渡しすることは可能というような状況になっています。

○委員長（藤原正夫君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それを用意したと、30年度に、使ったかどうかということはどうか、使ったんですか、まあ、いいですけど。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 使用した分になります。だから出した、事務所からお貸し、お貸しというか、出した。

○委員長（藤原正夫君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これは、毎年このぐらいというか、そのときそのときにつくるのか、それともちゃんとこういったものは年度の初めに、前年のあれによってまた用意するのか、どんなふうに計画するんですか。在庫があるというのは、どういうふうに行っているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 前年度使用した量等を考慮しまして、毎年補充していくというような状況になっております。

○委員（保坂芳子君） 補充していく。

○上水道課長（望月新路君） はい。

○委員長（藤原正夫君） 補充していくということは……

○委員長（藤原正夫君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ということは、もともともっといっぱいあるということなんですか。全部で、じゃ、在庫どのぐらいあるわけなんですか、これ。これが災害用の水道で持っている水ということなんでしょうか。ウォータータンクだから。

〔発言する者あり〕

○委員（保坂芳子君） だって、水入っているんでしょう。

○委員長（藤原正夫君） 鷹野係長。

○上水道総務係長（鷹野美穂君） 現在の残数としましては、733袋備蓄でございます。こちらが、ことしの平成31年3月31日時点のものです。ちなみに、6リットルのものが651袋、10リットルのものが82袋となっております。

○委員長（藤原正夫君） わかりましたか。いいですか。よろしいですか。

○委員（保坂芳子君） はい、いいです。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第12号 平成30年度甲斐市水道事業会計決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で、認定第12号 平成30年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を終了します。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、延べ5日間にわたる慎重審査、まことにご苦労さまでありました。また、私たち正副委員長、皆様のご協力を得て無事に終了することにつきまして感謝を申し上げます。

なお、9月19日に配付いたしました令和2年度当初予算への要望書につきましては、所管する常任委員会、特別委員会の事業で最も重要なものを1事業選定の上、10月4日金曜日正午までに事務局へ提出をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時27分